

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第7回生態学的関連種作業部会会合 報告書

2007年7月3-6日
日本、東京

第7回生態学的関連種作業部会会合報告書

2007年7月3-6日

日本、東京

議題項目 1. 開会

1.1 議長を選出

1. 魚住博士(日本)を会議の議長として確認した。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに、今次会合の日程調整へのメンバーの協力に感謝した。議長は、今次会合が、第6回生態学的関連種作業部会(ERSWG6)で最終化されなかった問題を早急に結論付けるために、2008年から前倒しして2007年に開催されたことを参加者に思いおこさせた。未解決の問題とは、ERSデータの収集及び提供、海鳥混獲の削減、並びにサメ類の保存及び持続的利用に関する勧告である。
3. 各代表団は参加者を紹介した。参加者リストは別紙1のとおり。

1.2 議題の採択

4. 議題案が採択され、別紙2に掲載した。
5. 会議提出文書のリストは別紙3のとおり。
6. 議長は、2のミーティング・ドキュメント、1のインフォメーション・ドキュメント及び3の国別報告書の提出が締め切り期日以降であったことを報告した。これら遅れた文書を受け入れるという議長の提案は承諾されたが、メンバーは将来の会合において遅れずに文書を提出することの重要性について指摘を受けた。
7. メンバーは、会合のホストを務めた日本に感謝の意を表するとともに、簡単な冒頭発言を行い、今次会合の目的は、主として、データの収集及び報告並びに海鳥及びサメ類に対する漁業の影響を管理する規定の強化に関して、拡大委員会が必要とする助言を提供することであり、ERSWG6で未解決の問題の決着を望むとした。

1.3 レポルツアーの任命

8. 報告書の作成について、メンバーは、各プレゼンテーションの短いサマリー及び必要に応じた追加的なサポートを提供することによって、事務局を支援することに合意した。

1.4 事務局/ホストによるミーティング・アレンジメントの説明

9. 日本と事務局はミーティング・アレンジメントについて説明を行った。

議題項目 2. 報告

2.1 メンバーの報告(2006年2月の前回会合以降に実施された活動)

10. すべてのメンバーの国別報告(CCSBT-ERS/0707/National Report/01..05)が提出され、質疑に供された。
11. オーストラリアは、国別報告に対するメンバーからの質問に対し、次のとおり回答した。
 - まき網漁業の混獲については、表形式に代わって報告書の文中に示した。まき網漁業の混獲は最小となっており、特に、2006年には海鳥の捕獲はなかった。オーストラリアは、一部の漁船については偶発的に漁獲されたカツオの保持が認められているとした。オーストラリアは、まき網漁業オブザーバー・プログラム 2003-2007 の混獲種リスト(オーストラリア国別報告書 別紙 9)を提供した。
 - まき網漁業において混獲物を生きたままリリースする際、漁業者が種レベルまで同定することについての実践上の問題点が認められ、重量は、測定よりむしろ推定となっており、また魚類は尾数が数えられている。
 - オーストラリアの国別報告のとおり、近年のはえ縄漁業における海鳥の混獲の減少は、ERSWG6 に提出した国別報告書にある海鳥の混獲の変化を示したグラフによって、立証できる。
 - オーストラリアは、保護種への相互作用を報告するため、相互作用の定義を有している(オーストラリア国別報告書 11 ページ 脚注 5)。
 - オーストラリアは、SBT 漁業において、まき網及び曳航活動と ERS との相互作用について、モニターと報告を行っている。オーストラリアは、SBT の蓄養を国内の養殖活動と考えている。オーストラリアは、SBT 蓄養場の管理は厳格な環境指針と一致しており、蓄養に関する ERS 問題についての情報が公開されていることを明確にした (<http://www.sardi.sa.gov.au/dhtml/ss/section.php?sectID=949&tempID=14>)。
 - 曳航船に配乗された科学オブザーバーによって観察、確認された ERS 種を含む魚の割合についての日本の質問に対し、オーストラリアは、まき網による漁獲及びいけすによる曳航を含むすべての過程が、オーストラリアの SBT 漁業における漁獲及び努力量の 10% の割合で観察されていると回答した。曳航用いけすから蓄養いけすへの魚の移送は、ビデオによってモニターされている。
 - オーストラリアには、SBT を時折混獲すると報告のあるニュージーランドの中深度トロール漁業に相当する中層トロール漁業はない。オーストラリアのトロール漁業は、混獲データを収集しており、それらの漁業にはオブザーバー・プログラムがある。

- オーストラリアが、CCSBT に対して遊漁による混獲を報告していないのは、SBT 以外の遊漁漁獲物を SBT 漁業の混獲と考えていないためである。
 - オーストラリアの漁業公務員によるまき網漁船の洋上検査は、遵守問題に焦点があてられている。漁業公務員は、オーストラリアの国内漁業法の不履行をチェックしている。
 - オーストラリアの SBT 漁業における AFMA オブザーバーは、政府に雇用され、その職務に関する専門的な訓練を受けている。質的な管理は、すべてのメンバーのオブザーバー・プログラムにおいて考慮すべき事項であり、CCSBT による国際オブザーバー・プログラムの議論のなかで検討されうる。
12. ニュージーランドは、オーストラリアが国別報告書に加重枝縄の測定値に関する情報を含めたことに感謝し、この研究の結果を楽しみにしているとコメントした。
 13. 韓国は、国別報告書を提出した。ニュージーランドからの質問に対し、混獲の情報はログブック・データに基づいたものであり、韓国の国別報告書の表 1 における“その他”魚種に関する情報は持ち合わせていないとした。
 14. 台湾が、国別報告書を提出した。メンバーからの質問に対し、台湾は、次のとおり回答した。
 - 南緯 30 度以南における操業時は、投縄及び揚縄ともにトリ・ポールを使用することが求められる。
 - はえ縄の揚縄はとても速く、海鳥が揚縄時に捕獲されることはありそうもない。
 - ログブックは、海鳥、海産哺乳類及びウミガメ類といった生態学的関連種を種まで同定しない。代わりに、最高位の情報のみが記録される(例 海鳥の数、海産哺乳類の数)。
 15. ニュージーランドは、国別報告書は 2006 年に提出した報告書を更新したものであること、及び、その報告書が ERSWG 報告書の要件に適合していることを報告した。国別報告書に関するメンバーからの質問に対し、ニュージーランドは、次のとおり回答した。
 - はえ縄漁業でオットセイが捕獲され、大部分のオットセイが生きてままりリリースされた。ニュージーランドは、ほとんどのオットセイが揚縄中に捕獲され、はえ縄になお残った餌を取ろうとしていたとの仮説を立てた。
 - はえ縄によって捕獲された旨報告された種類が特定されていない 1 頭の鯨は、オブザーバーも同定できなかったが、大型鯨類より同定が困難である小型鯨類であったためである。
 - 2007 年には、すべての表層はえ縄漁業に対して、すべての水域で適用されているトリ・ラインと、義務的な夜間投縄が追加的措置として課された。

- 国別報告書の表 1 と 2 の説明文は誤った表に言及しているので、それらの説明文は交換されたい。
16. メンバーは、ニュージーランドが国別報告書に“海鳥及びサメ類の国際行動計画の実施”に関する追加項目を含めたことに留意した。メンバーは、国別報告書の標準様式に本項目を含める変更を行うことは有益であるとして合意した。ERSWG の国別報告書として合意された修正様式は、別紙 4 として掲載した。
 17. 日本は、国別報告書を提出し、メンバーからの質問に対し、次のとおり回答した。
 - オブザーバー・カバレッジは、国別報告書の図 1 に示した 3 つの主要漁場を対象としており、オブザーバーはそれぞれの水域における盛漁期に配置されている。配置計画は、主要な SBT 漁業活動の最大カバー率を獲得することを基本としている。
 - 日本は、サメ類と海鳥の CPUE 分析の目的が異なることを説明した。サメ類の CPUE 分析は、外洋性サメ類の資源状況の考察を目的としている。海鳥分析の目的は、日本の公海漁業における偶発的捕獲の程度を考察することにある。
 - オーストラリアのコメントのとおり、ブートストラップに使用できたサンプルが少ないため、2005 年の海鳥捕獲率のブートストラップ信頼区間に関連した問題が存在しており、このため非現実的なほどタイトな信頼限界となっているようである。
 - 日本は、サメ類に関して特別な緩和措置を現時点では講じていない。しかしながら、日本は、サメ類国内行動計画に従い、サメ類資源のモニターを実施している。
 18. ACAP は、サイド・セッティングを海鳥混獲緩和措置として推奨する前に更なる調査が必要であると ACAP 海鳥混獲作業部会が決定したことに言及し、日本の実施したサイド・セッティングに関する調査を賞賛した。ACAP は、日本に対し、この調査の結果を公表するか否か、この方法の費用対効果及び実用性の更なる評価を行うか否か、並びに海況と海鳥の種類がまったく異なる南半球で本調査を拡大して行うことの可否を問うた。日本は次のとおり述べた。
 - 本調査の結果は、他の RFMO の会合で使用されるであろう。
 - 操業上の安全性及び実用性の評価については、今まで使用してきた調査船に代わって当業船の使用が必要となる。そのためには、業界の協力が必要であり、現時点ではこれを当業船においてさらに検証するという計画はなく、特に SBT 操業はしばしば荒天時に行われるため、サイド・セッティングの利用はより一層の注意が必要である。日本は、南洋におけるサイド・セッティングの試験について、他のメンバーが取り組むことを奨励した。

2.2 非加盟国の報告

19. 事務局長は、協力的非加盟国及びオブザーバーに対し、会議への参加と報告書の提出を促したことを報告した。しかしながら、現段階で報告書を受領していない。
20. ACAP は、ACAP の会合が 2 週間前にチリで開催されたこと及び成果物を文書として提出するには十分な時間がなかったことを報告した。しかしながら、ACAP は、今次会合が望むのであれば、海鳥混獲作業部会の成果物の簡単な概要を提供する用意があるとした。
21. 事務局長は、本日、最後の国別報告書をメンバーから受領したので、メンバーの報告書に提供されている情報の項目をレビューする事務局文書 (CCSBT-ERS/0707/05) を本日中に提供することが可能となった旨報告した。

議題項目 3. 関係する国際文書のレビュー

22. 台湾は、2006 年 5 月に自国のはえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲を削減するための国内行動計画(NPOA)を採択したことを報告した。台湾は、2007 年 10 月までに南緯 30 度以南で操業するすべてののはえ縄漁船に CCSBT のガイドラインに従ったトリ・ラインの搭載を求める規則を課した。また、台湾のサメ類 NPOA も、2006 年 5 月に採択されている。他の RFMO の決議に従い、台湾では、2005 年以来、最初の水揚げ時においてサメ類の総重量の 5%を越える鰭を船上保持しないことを求める義務的な規則を施行している。
23. オーストラリアからの質問に対し、台湾は、総重量比 5%要件の遵守を確保するために入港時検査の実施を強化しているとした。
24. 日本は、台湾による海鳥及びサメ類の NPOA の施行を賞賛するとともに、まだ取り組んでいないメンバーに対して実施を促した。
25. その他のメンバーによる海鳥及びサメ類の NPOA の状況に関する説明は次のとおり。
 - 日本は、両 NPOA を 2001 年に施行した。
 - オーストラリアは、サメ類 NPOA を 2004 年に施行、4 年ごとに NPOA をレビューするという勧告に従い、2008 年にレビューを実施する予定。オーストラリアは、国内法の下、はえ縄が海鳥に対する主要な脅威行為として記載されていると述べた。このため、オーストラリアは、1998 年に脅威削減計画(CCSBT-ERS/0707/Info06)を、2006 年に修正計画を施行した。オーストラリア海鳥国内行動計画は、2007 年にパブリック・コメントのため公表されることとなっている。
 - 韓国は、これらの NPOA の作成を完了していない。しかしながら、韓国は、はえ縄漁業による海鳥及びサメ類の混獲削減に資する NPOA を作成中であり、予備的な NPOA を現在編集中である。
 - ニューージーランドは、2004 年 4 月に海鳥 NPOA を施行し、現在レビューに取り組んでいる。目下、ニューージーランドは、サメ類 NPOA につ

いて利害関係者と協議をしており、当該サメ類 NPOA 案を今回の ERSWG 会合に提出した(CCSBT-ERS/0707/Info06)。

26. バードライフ・インターナショナルは、より頑強で一貫した海鳥 NPOA のセットを提供することによって、海鳥 NPOA 作成を促進させるため、FAO ベスト・プラクティス・ガイドラインの作成に関する最新情報を提供した。第 27 回 FAO 水産委員会(COFI、ローマ、2007 年 3 月)において、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、ニュージーランド及びアメリカといった FAO メンバー国は、‘ベスト・プラクティス’ガイドライン開発のために専門家会合を開催するという FAO への提案を支持した。COFI の報告書はこのイニシアチブの支持を反映しており、FAO が他の関係団体と協力して海鳥 NPOA の実施に関し国及び RFMO を支援するためのベスト・プラクティス・ガイドラインを開発すべきであること、及びベスト・プラクティス・ガイドラインは他の関係のある漁具まで広げるべきであることが合意された。
27. バードライフ・インターナショナルは、このことによって明らかにガイドラインの範囲が RFMO のプロセスに絡んでおり、ガイドラインにおいてはえ縄以外の漁業(例 トロール漁業及び刺し網漁業)を取り扱うための明確な権能が与えられたと述べた。その上で、COFI 報告書は、明確に、はえ縄及びはえ縄以外の漁業(例 トロール漁業及び刺し網漁業)における海鳥混獲を削減するために国及び RFMO を支援するためのガイドラインの開発へのサポートを与えた。バードライフ・インターナショナルは、ERSWG に対して、CCSBT、メンバー及び協力的非加盟国がこのイニシアチブをどのようにサポートしうるか検討することを求めた。これには、2008 年に会議を開催することを支援するためのサポートの声明及び/又は金銭的支援の配慮が含まれるであろう。
28. ニュージーランドは、生態学的関連種の偶発的捕獲に関する RFMO 決議を最新化した事務局文書(CCSBT-ERS/0707/05)が、議題項目 6 において議論される問題の重要性を明らかにするものであることに留意した。一方で、メンバーは文書が会議の冒頭で提供されたことに留意し、より良い議論のため、将来はもっと早い時期にこの手の情報を提供するよう、事務局に対する要請がなされた。また、会合は、事務局に対し、文書に各 RFMO の決議の番号を含めるよう、また、それぞれの措置が義務なのか自主的なものなのかを特定するよう、修正することを要請した。
29. オーストラリアは、ERSWG6 以降の変化について最新化した ERS に関係する国際機関の措置をレビューした文書(CCSBT-ERS/0707/10)を説明した。ERSWG が留意すべき最近の国際的な取極及び義務は、まぐろ類 RFMO 神戸会合並びに緊急に対処すべき主要な分野及び課題を特定した合意された行動方針を包含されている。これらには、予防的アプローチの実施、生態系に基づく漁業管理へのアプローチ、混獲及び非対象種の偶発的捕獲に関するデータ収集の改善並びに ERS、特に海亀及びサメ類への影響を最小化するための措置の策定が含まれている。また、神戸会合では 5 つのまぐろ類 RFMO がパフォーマンス・レビューに可能な限り早急に取り組むことが合意された。このレビューは、RFMO を介した関係のある

国際的な取極の適用に関する評価を含むであろう。また、第 61 回 UNGA における決議(10、62 及び 96)は、ERS に対する漁業(特にはえ縄漁法)の影響に明確に言及しており、これらの影響に対処するためのデータ収集及び管理措置を奨励している。また、責任ある漁業のための行動規範の実施、漁業への生態系アプローチの導入及び RFMO 管理業務の強化の必要性が議論された第 27 回 UNFAO-COFI も、検討しなければならない。

30. ACAP は、それらすべての会合は漁業への生態学的アプローチを支持しており、ERSWG によるこのアプローチの採用と実施を強く奨励していると述べた。このアプローチは、すべての RFMO が入手可能ではないかもしれない情報と専門的知識を必要とする。この点について、ACAP は、海鳥混獲に関する経験と知識及び漁業への生態学的アプローチ(EAF)に関するサポートの提供を申し出た。

議題項目 4. ERS 作業部会に関連する他の組織の会合報告

31. CCAMLR から受領した報告書は一件もなかったことが留意された。議長は、将来の会合においては、事務局が CCAMLR と公式に連絡をとり、CCSBT に関係する ERS の問題に関する CCAMLR の報告書を求めるよう要請した。
32. ACAP は、CCAMLR の 2006 年 IMAF(漁業に付随する偶発的死亡)にオブザーバーとして参加したことを報告した。ACAP は、CCAMLR が採択した緩和措置は、前年の報告期間中、フランス EEZ 内の条約水域を除いて、はえ縄漁業における海鳥の死亡が一件のみの報告であったように、海鳥混獲回避に功を奏していると述べた。

議題項目 5. 特に以下に関連して、ミナミマグロ(SBT)に関連する種(生態学的関連種)に関する問題についての情報及び意見の提供

5.1 漁業によって影響を受ける種(魚類及び魚類以外の両方)

33. 日本は、長谷川博士の献身的な努力による生息環境管理計画及び厳格な保護の下で、今や絶滅の危機を克服し、着実に増加している日本の鳥島のアホウドリのベイズ分析の結果を文書 CCSBT-ERS/0707/19 として提出した。筆者は、固有の不確実性ととも混獲率及びその他の重要なパラメーターを適切に推定するベイズ型状態空間モデルを開発した。モデルを鳥島で収集されたアホウドリの時系列のデータに適用すると、幼鳥の混獲率は事後中央値(95%信頼区間 [0.2%, 6.5%])で 1.5%/年、成鳥の混獲率は事後中央値(95%信頼区間 [0.01%, 1.1%])で 0.2%/年と推定された。同じモデルを使用して、筆者は、回復率に対する混獲の影響の将来予測並びに混獲緩和効果及び繁殖域の改善効果の相対比較を行った。モデルによる将来予測は、将来の混獲の予測される影響は比較的小さくかつ持続的

であり、繁殖域の改善効果が混獲緩和効果より大きいものであることを示した。

34. ニュージーランドは、個体数増加期間における重要な要素となりうる逆補償効果が予測において検討されていないとコメントした。日本は、豊度は飛躍的に増加していると思われ、データから密度依存効果の兆候はなかったと述べた。さらに、ニュージーランドは、日本の使用したベイズ手法の利点は他の研究のデータを含みうることにあり、現在の研究におけるデータの欠如が逆補償減少効果を除外することを意味しないと意見した。
35. また、ニュージーランドは、将来的には予測の不確実性について情報が提供されるべきであることを指摘した。日本は、不確実性に関する情報を有しており、要求があれば提供できると述べた。
36. ニュージーランドは、混獲推定方法に関する情報を提出した(CCSBT-ERS/0707/07)。文書には、ニュージーランド及びCCAMLR 漁業に使用される推定方法が記載され、それぞれの利点及び不利点を論じている。率推定とブートストラップ信頼区間を利用する方法は一般的に用いられる方法であるが、漁船の変量効果モデルを使用した予測モデルは集中的な分析及び良質なデータ・セットを要求するとともに、サンプリングの仮定が破られる可能性にさらされている。高いオブザーバー・カバレッジに基づく単純な外挿法は、最も単純な方法であるがゆえに、最も透明性があるが、高いサンプル率を必要とする。
37. オーストラリアからの質問に対し、ニュージーランドは、オブザーバー・カバレッジが10%未満の場合、分析を個別事例ごとに行ったと述べた。これらの事例においては、時として、特定年のすべての漁業のため拡大して推定する代わりに1つの水域又は時間的に限定した基準で推定値を提供した。
38. 日本は、日本の公海はえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲に関する推定の最新版を提出した(CCSBT-ERS/0707/14)。1996年から2005年間の捕獲率の年ごとのトレンドとともに、2005年の海鳥の捕獲率と総捕獲数(0.055羽/1000鈎、2339羽、信頼区間: 1,548-3,160)が示された。
39. ニュージーランドは、低い捕獲率の水域は低いカバレッジであること、及び海鳥の高捕獲率は夏期の繁殖期に起こり、これが特に海鳥の個体数にダメージを与えることをコメントした。
40. オブザーバーによるカバレッジに関するオーストラリアからの質問に対し、日本は、オブザーバーは観察したものについてランダム・サンプリングを行わない旨回答した。オブザーバーは、職務についている間、常時観察を行っている。漁船は1年もの長期にわたって寄港せず洋上にあるが、オブザーバーは高々2ヶ月乗船するだけで、漁船の全体の操業の一部を観察しているに過ぎない。加えて、関連する時間の長さのため、セットの80%しか観察することができない。

41. ニュージーランドは、2005年の推定に関するエラー・バーは示されたデータに基づくとかなりタイトだと思われ、また、このこと、特に時間的な傾向を示すために用いられた推定捕獲率は、将来より綿密に精査されるべきであると考えた。
42. 日本は、1992年から2005年におけるヨシキリザメ、アオザメ及びニシネズミザメの標準化されたCPUEのトレンドを提出し(CCSBT-ERS/0707/15)、サメ類のCPUE分析における3種の統計モデル(CPUE-lognormalモデル、Catch型モデル、Delta型2段階モデル)の比較結果を示した。この研究期間において増加又は減少の一定のトレンドは観察されなかった。3種の統計モデルはCPUEの標準化において同様のトレンドを推定したが、CPUEのレベルはゼロキャッチ・データの量に応じて相違した。
43. オーストラリアは、資源規模の変化を表すこれらのCPUEトレンドの使用に関して必要とされる注意点を指摘した。年を追って示されるCPUEの変動は、これらのような長寿命の種の個体群規模の指数としてはかなり大きいように見受けられる。観察された変動は資源の規模以外の因数の範囲に起因しうる。日本は、オーストラリアの意見に同意したが、標準化されたCPUEは太平洋及びその他の大洋のヨシキリザメの資源状況を表していると確信した。
44. ニュージーランドは、分析の診断を含めることが有益であること、及び時系列の推定にとって各年のポイント周辺のエラー推定を含めることが実用的であることを述べた。
45. 日本は、2002年から2005年に南洋のミナミマグロ(SBT)はえ縄漁業で日本の科学オブザーバーによって収集されたデータに基づき考察された、アホウドリ類の偶発的捕獲を削減するためのトリ・ラインの仕様に関する文書CCSBT-ERS/0707/16を提出した。トリ・ラインのパラメーターに関するモデル分析は、日本のSBTはえ縄漁船が現在使用しているトリ・ラインについて、ストリーマーの材質及び構造よりラインの長さが海鳥回避効果に関し有意な効果を持つことを示唆した。
46. ニュージーランドは、高さ対長さといった交互作用効果を検討したのか否か、また、研究が試験的なものか実測的なものかについて問うた。日本は、交互作用についても見ることを試みたが、与えられたデータ・セットの数では収束しなかったと述べた。さらに、試験的な手法ではなく、漁船のオブザーバーによって記録された実際のデータを打ち込んだ研究である。さらに詳細な実験が必要であり、このことについては文書の最後に指摘しおいたとした。
47. 台湾は、日本が2つのトリ・ラインの使用を検討したか尋ねた。日本は、一部の日本船が1つを左舷に、1つを補助的なラインとして船尾に設置するように、2つのトリ・ラインを使用していることを報告した。これはモデルに含まれているが抽出できないため、日本はその効果について多くを語るができない。しかしながら、効果的に1本のトリ・ラインが使用されていれば、効果は十分なはずであるとした。

5.2 SBT 資源の状況に影響する捕食種及び餌料種

48. 日本は、文書 CCSBT-ERS/0707/17 を提出した。1999-2006 年に日本のはえ縄船が漁獲したミナミマグロや他の大型浮魚類の胃内容物、合計 5,610 個体分(うちミナミマグロ 3,113 個体)を分析した。8 種群(ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ、ガストロ、メカジキ、ミズウオ類及びアカマンボウ類)の合計 4,873 サンプルの胃内容物では、魚類と頭足類が多くを占めることで共通していた。ミナミマグロに比較して、キハダ、ガストロ、メカジキ、アカマンボウ類は魚食性が強く、ビンナガは魚食性が弱かった。ミナミマグロは体サイズに関わらず餌重量組成は同様に、また餌重量の体重比(%BW)も同様であった。海区別の%BWは4海区(0.112%)から西へ行くほど増加し、9海区(0.432%)では4海区の約4倍であった。西へ行くほど頭足類の割合が増加していた。ミナミマグロの摂餌生態を分布域全体及び生活史全体で明らかにするために、CCSBT 拡大委員会メンバーの研究と協力を促進すべきである。
49. 台湾は、大量のサンプル収集(SBT 3113 個体を含む 5610 個体)及び重労働である摂餌の研究に感謝した。さらに、同サイズの温血動物のイルカ類やアザラシ類が 5% BW 以上摂取するのに比べ、冷血動物である SBT は非常に低い摂食率(0.5% BW 以下)となっていると述べた。これは吐き戻しが原因かもしれない。また、SBT は生物学的サンプラーとして機能できるので、季節的な変化も餌種に反映されているかもしれない。加えて、大陸棚と公海のサンプルの比較は、摂食/繁殖の移動に関して興味あるところである。日本は、サンプルをはえ縄の漁期に入手するため季節的なデータは限られていること、また年間を通して特定の水域をカバーしたものもないことを述べた。
50. 韓国からの質問に対し、日本は、はえ縄漁業にとって漁獲の時期を決定することは難しく、過去3年において、オブザーバーが内容物のある胃の収集に加え、空の胃を報告している旨回答した。
51. ニュージーランドは、ERSWG6 で詳細を報告したように、ニュージーランドもまたこの分野におけるデータ収集プログラムを有しており、次回 ERSWG での発表のため、それら分析を統合することは、日本とニュージーランドにとって意義あることであるとコメントした。また、オーストラリアは、この分野における生態系プロジェクトがあったこと、及びオーストラリアと日本の研究者の間のコンタクトが何らかの利益をもたらすことに言及した。
52. 日本は、大西洋/南洋における大規模な環境変化及び南インド洋におけるミナミマグロの生息環境の生態系に与える影響に関する文書 CCSBT-ERS/0707/18 を提出した。南洋における環境的、生態学的な変化に関する様々な報告書がサマリーされた。ペンギンに対する地球温暖化の深刻な影響が指摘され、同種の影響がミナミマグロの体重・体調関係、摂餌水深と産卵水域における積算水温に及ぶことに、代替的アプローチとして地域的な環境変化が影響を及ぼすこととともに、留意すべきであることが示唆された。

53. 台湾は、(1) 長期の生態系アプローチ、特にレジューム・シフトに重点を置くべきであること(例 南洋におけるオキアミとサルパ類、北西大西洋における大西洋タラとクイーン・クラブ、熱帯水域におけるカツオ、キハダ及びメバチ)、(2) ペンギンの数が近年減少しており、海鳥もまた影響を受けそうであることをコメントした。言い換えると、海鳥の減少は、部分的には気候変動に起因しており、はえ縄漁業のみによるとは言えないかもしれないとした。

議題項目 6. 拡大委員会への助言

6.1 ERS へのデータ収集及び提供

54. ニューゼーランドは、オーストラリアと共同で作成したデータ収集及び提供に関する勧告を紹介した(CCSBT-ERS/0707/08)。勧告案は、ERSWG6での文書(ERSWG 報告書 別紙 7)に基づいたものであり、特に国際機関におけるデータに関する国際的な進展を考慮し、より効果的な勧告のために不可欠と考えられる変更を明示した形で含んでいる。ニューゼーランドは、SBT 漁業の ERS への相互作用を説明するデータが少ないと ERSWG6 がすでに認識しており、このことがことを複雑にし、ERS への相互作用の分析を混乱させていると述べた。さらに、ERS の偶発的捕獲に関する RFMO の決議を概説した CCSBT-ERS/0707/05 は、CCSBT がこの分野において進展する必要があることを明らかにしている。ERSWG はこれまでのところ SBT 漁業における ERS に関する管理助言並びに関係するデータの収集及び提供に対する委員会の要求に応えていない。
55. ニューゼーランドとオーストラリアは、勧告が拘束力のある決議となるべきと考えた。
56. 日本は、勧告案の本文が遊漁を含むすべての SBT 漁業を含むのか否かを問うた。ニューゼーランドは、一本釣りの漁業のため遊漁において混獲はないとし、オーストラリアも同様であるとした。
57. また、日本が勧告案のパラグラフ 3 の文言について問うたところ、ニューゼーランドは、その趣旨はオブザーバーが観察した操業について報告することにあると説明した。
58. 日本は、生態学的関連種と SBT の蓄養活動を含む表層漁業との間の相互作用に関する勧告(CCSBT-ERS/0707/22)を提出した。日本は、CCSBT の設定した SBT の総漁獲許容量(TAC)の約半分が表層漁業によって利用されていると述べた。その一方で、ERSWG が受けとる ERS と SBT の蓄養活動を含む表層漁業との間の相互作用に関する情報は、はえ縄漁業に比べて少ないものである。蓄養活動を含む表層漁業に関する調査は、SBT の摂食に関する生態学について重要な情報を提供しうる。日本は、CCSBT 条約は SBT の蓄養活動をカバーしており、ERSWG は SBT の蓄養と ERS の関係について議論をしたことがあると述べた(ERSWG6 報告書 パラグラフ 9 及び 57)。日本は、ERSWG が SBT の蓄養活動の影響をモニ

ターするべきであると考えた。日本は、他のメンバーに対し、勧告をコンセンサスによって採択するよう求めた。

59. 勧告案に関しメンバーから提起された主要な問題は次のとおり。

- 日本
 - ERS に関する拘束力のある決議を CCSBT が設けられるか否か。ERSWG6 においてメンバーは本件を委員会に委ねることに合意した。
 - CCSBT の守秘に関する取極に敬意を払わない者により最近問題が起きるなど、提供されたデータの守秘性に関する懸念。議長は、これを作業部会の問題ではないとし、日本が本件を拡大委員会に問い合わせるよう示唆した。
 - オブザーバーによる ERS データの収集は、合意された CCSBT 科学オブザーバー基準の範囲内である必要がある。
 - CCSBT-ERS/0707/08 は、すべての漁業からデータを求める部分もあれば、はえ縄漁業のみからデータを求める部分もある。この類の勧告は、はえ縄、まき網又は遊漁を問わず、SBT を漁獲する可能性があるすべての漁業を平等に取り扱わなければならない。
 - データ交換は同じレベル及び質であるべき。
 - データ収集の規定は他の 4 つのまぐろ類 RFMO により明細化されており、これらのまぐろ類 RFMO の条約水域は SBT 漁業の分布をすべてカバーしているので、このデータが CCSBT に収集、提供されるのは重複である。
- 台湾
 - (CCSBT-ERS/0707/08) に記載された関係種リストは、我々の現行の要件を越えており、漁業者はそれらの種を同定する能力を有していないため、現時点で漁業者のログブックに導入するには複雑すぎる。関係種については最終化する前に ERSWG で議論する必要がある。また、メンバーは、異なる漁場を有しているため、独自の種リストを有している可能性もある。
 - 台湾の SBT 漁船隻数は減少しており、CCSBT 統計海区レベルでのオブザーバー・データの規定は個別漁船の機密をとまないうる。そのため、台湾はスケールの拡大を提案した。
 - 文書 CCSBT-ERS/0707/22 に関する台湾の見解は、はえ縄漁業に加えて、まき網漁業及び SBT の蓄養活動もまた生態学的関連種に影響を与えているというものである。データの収集強化の目的から、それらのデータは、影響を評価するため、拡大委員会に収集、提供されるべきである。それゆえ、台湾は CCSBT-ERS/0707/22 の提案を支持する。
- 韓国
 - ほとんどの韓国のデータはログブック由来であるが、オブザーバー・データはより有益、韓国は日本の CCSBT-ERS/0707/22 の提案を支持する。

- オーストラリア
 - オーストラリアは、オーストラリア漁業の ERS データの収集及び提供が欠如しているという日本の主張の正確性について異議を唱えた。オーストラリアは、ERS データは以前にも今次会合においても提供されていることを改めて表明した。オーストラリアは、漁業間におけるデータの質の問題があることは明らかであるのにもかかわらず、CCSBT-ERS/0707/22 にあるように、はえ縄漁業とまき網漁業を区別する必要がある理由がはっきりしないとした。
 - オーストラリアは、CCSBT-ERS/0707/08 の勧告を支持した。オーストラリアは、CCSBT-ERS/0707/22 にあるいくつかの原則を支持し、CCSBT-ERS/0707/08 に盛り込みうるとした。具体的には、(1) すべての SBT 漁業の ERS に関するデータの収集及び提供の原則、(2) ERS に関して行われる調査活動に関する情報の共有をメンバーに奨励する原則である。オーストラリアは、これらを盛り込んだ草案を提供した。
 - オーストラリアは、頑強又は意味のある科学的根拠なく特定の漁業を対象とした勧告(CCSBT-ERS/0707/22)が机上に上げられたことへの懸念を表明した。
60. ACAP は、一貫性のあるアプローチをとり、重複を避けるという日本の論点は良いとコメントした。ACAP にとり、SBT 漁業のデータがないとすれば大きなギャップとなる。状況と傾向に関する作業はすべての漁業からの情報を必要とし、正確を期すにはオブザーバーと科学的データに基づかなければならない。データは独自のものであり重複しない。営巢のデータに関し、ACAP は、データ収集とデータベースの管理を進んで対応する意向があり、また、すべての RFMO のすべての海鳥混獲の中央集積を進んで行う意向があることを報告した。
 61. バードライフ・インターナショナルは、CCSBT が ERS データの収集を他の RFMO に委ねることは問題であると述べた。海鳥の保存及び委員会の信頼性の双方にとって、適切なデータ収集の手続きを有することは大切なことであるとした。
 62. すべての SBT 漁業の ERS データを収集する必要性に関し、メンバー間の一般合意が形成された。
 63. 日本は、CCSBT 条約は SBT の蓄養をカバーすると述べた。さらに、日本は、ERSWG が ERS の問題に真摯に取り組むべきであり、ERS に対する SBT の蓄養の影響をモニターすべきであると述べた。
 64. 議長は、ERSWG が ERS に対する蓄養の影響をモニターすべきであるか否かについて、すべてのメンバーの意見を求めた。
 - オーストラリアは、SBT 蓄養は国内の養殖活動であると主張した。オーストラリアは、データ収集は実施されており、その情報は公開され入手可能であると説明した。オーストラリアは、ERS に関する漁業の定義について拡大委員会が助言を提供した時点で、その助言に従うべ

きであると考えた。最後に、オーストラリアは、本件は、技術的にはまさに、港内で漁船から魚を水揚げする際の海鳥への影響をモニターする議論と同種であると考えているとした。

- 韓国は、CCSBT 条約第 2 条によれば、漁業とは“魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動”を意味するとなっていることに言及した。そのため、韓国は、蓄養を含むすべての種類の漁業が属するべきであり、ERSWG は他の漁業活動と同じレベルで SBT の蓄養を議論すべきと考えた。
 - 台湾は、蓄養を含むすべての SBT 漁業に関する ERS への影響を ERSWG がモニターすることを支持した。
 - ニュージーランドは、管轄に関する問題は委員会の決定に委ねるべきであると考えた。ニュージーランドは、科学者は技術的な問題を議論すべきで、蓄養が条約の下での漁業であるか否かについての定義は委員会の決定次第であり立ち去るべきであると考えた。委員会が漁業の定義に蓄養が含まれるとするのであれば、その後、ERSWG が蓄養に関する ERS の問題を議論することが必要になろう。しかしながら、科学的レベルにおいても、蓄養は SBT を自然環境から隔離して行うため、ERS の問題は他の漁業活動と異なり、複雑な問題である。
 - 日本は、漁船で行われているのと同等の方法で、サメ類と海鳥に関する SBT 蓄養の影響の技術的、科学的な評価を求めていると主張した。また、日本は、ERSWG が委員会からの指示を待つ場合、ERS に対する SBT 蓄養の影響の評価がさらに遅れてしまうことを懸念した。
65. 会合での議論についてオーストラリアと日本の間で理解に相違があり、すべてのメンバーは両国がその理解をステートメントに含めることについて合意した。
- オーストラリアの理解は次のとおり。
 - ERS に関して、“漁業”に含まれるものについて、意見の相違と不確実性があった。議長は本件を拡大委員会に委ねることを提案し、メンバーはそれを受け入れた。
 - パラグラフ 64 の記述のとおり、“漁業”の定義にかかわらず、ERSWG が ERS に対する SBT 蓄養の影響を議論すべきか否かという問題が惹起した。パラグラフ 64 の記述のとおり、この問題はメンバーによっては前述した拡大委員会からの指示によってカバーされると考えた。
 - ERS について、“漁業”に含まれるものに関するガイダンスをいかに求めるかにつき文書化はなされなかった。
 - 日本の理解は次のとおり。
 - ERS のデータ収集及び提供についての修正勧告の作成を試みた際、用語としての“漁業”が SBT 蓄養を含むか否かにつき、疑わしいとするメンバーと意義を唱えたメンバーが存在した。議長は本件を拡大委員会に委ねることを提案し、メンバーはそれを受け入れた。

- また、用語としての“漁業”の解釈に関わらず SBT 蓄養の ERS への影響を ERSWG がモニターすべきか否かということについても、メンバー間で異なる見解が存在した。
- メンバー、特にオーストラリアと日本は、SBT 蓄養が“漁業”の一種とみなすべきか否か、及び、ERSWG がその付託事項に基づき SBT 蓄養の ERS への影響をモニターすべきか否かについて、委員会の助言を要請する文書に関して、多くの時間を費やし、作成と合意に大いに努力した。しかしながら、それらの努力にもかかわらず、助言を要請する文書について合意に達することはできなかった。

6.2 海鳥類の偶発的混獲の削減

66. オーストラリアは、CCSBT における海鳥の混獲を削減する措置に関するオーストラリアとニュージーランドによる共同勧告案を紹介した (CCSBT-ERS/0707/06)。オーストラリアは、オーストラリアとニュージーランドの 3 つの共同勧告案は、まぐろ類 RFMO 神戸会合、UNGA61 及び COFI27 といった最近の国際的なコミットメントを反映したものであることを強調した。また、ERSWG 設立の重要な要素の一つに海鳥の偶発的捕獲に関する問題があったことにも言及した。
67. オーストラリアは、勧告の背景にある原則について説明した。1) CCSBT が海鳥混獲の削減の目標を持つべきであるという認識。2) 海鳥の IPOA の重要性及び実施に対するメンバーの責任。3) トリ・ポールが CCSBT の義務的要件であるという認識。勧告では頑強な第 2 の措置を要求することによってこれを強化している。4) データの収集及び提供はデータに関する勧告案でカバー。5) メンバーはいかに遵守と報告を確保するかについての情報を提供する。
68. 日本は、海鳥に関する勧告を提出した。日本は、IOTC、IATTC、ICCAT 及び WCPFC といった他の 4 つのまぐろ類 RFMO が海鳥に関する決議及び/又は決定を有していると述べた。これら 4 つのまぐろ類 RFMO のメンバーの数は CCSBT より非常に多い。さらに、CCSBT は SBT を対象とした漁業に関係する海鳥の偶発的捕獲しか扱うことができないのに対して、他のまぐろ類 RFMO は対象魚を問わずマグロ漁業に関係する海鳥の偶発的捕獲をカバーしている。日本は、さらに、CCSBT と他のまぐろ類 RFMO の間で作業の重複を避ける必要性を指摘した。日本は、他のメンバーに対し、勧告をコンセンサスによって採択するよう求めた。
69. 台湾は、ERSWG6 において、オーストラリアとニュージーランドが提案した海鳥の偶発的混獲の削減に関する提案について、時間をかけて議論したが、合意できなかったと述べた。前回会合から現在にかけ、IOTC、WCPFC 及び ICCAT といった他のまぐろ類地域漁業管理機関は海鳥の偶発的捕獲を緩和する措置に関する決議又は勧告を採択した。また、それらの措置は一貫性に欠けている。我々の漁船はインド洋、大西洋及び太平洋の 3 大洋で漁業を行っており、仮に CCSBT が独自の決議を採択するのであれば、我々は漁船を管理できない。加えて、異なる魚種を漁獲す

るという理由で、同じ水域で漁業を行う漁船に異なる規制の遵守を漁業者に求めることは、我々にとってまた困難である。管理の一貫性のため、我々は漁船ごとの漁場によって、各 RFMO が採択した措置を遵守するという日本の提案を支持する。

70. ニュージーランドは、海鳥の緩和に関するアプローチの正当性についてはオーストラリアとニュージーランドの提案の前文に十分に集約されていると思料した。端的に言えば、このことは、一連の国際協定の下での CCSBT の責任を強調するとともに、一連の国際的な会議、直近では本年の神戸会合でも表明されている。
71. ニュージーランドは、SBT はえ縄漁業においてトリ・ラインが義務づけられているとしても、現在の最善の慣習は複数の緩和措置の実施を支持していることを強調した。また、南緯 30 度以南の海鳥が豊富だとしても、一措置以上の実施を勧告することは科学的見地からしても理にかなっている。しかしながら、それらの措置の実施に関する問題を委員会に委ねることもできる。
72. オーストラリアは、CCSBT-ERS/0707/20 に提案された調査は有益であり、CCSBT-ERS/0707/06 の勧告に盛り込むこともできると述べた。オーストラリアは、CCSBT-ERS/0707/20 は実施の問題に焦点をあてているとした。技術作業部会としては、海鳥混獲の緩和及びモニター、特に国際協定の下での CCSBT の責任を果たす助けになる具体的な助言の提供に焦点をあてるべきである。実施の手法は拡大委員会の決定事項である。
73. 日本は、IOTC 及び WCPFC における進展に言及するとともに、RFMO 間の一貫性に関する台湾の懸念を繰り返して述べた。CCSBT が、他の RFMO の決定を尊重する必要があることを指摘した。日本は、規定された削減目標の混獲ゼロは不適切であると主張した。
74. 議長は、オーストラリアとニュージーランドの提案は現在の取極の絞り込みという点で、また日本のアプローチは特に実施に関する問題を明らかにし、調査の要件をあげたという点で、良いたたき台であると述べた。議長は、RFMO 間の管轄権の重複の問題に関する懸念を表明した。議長は、IOTC 及び WCPFC の現行の決議とオーストラリア及びニュージーランドによる提案は調和しうると思料した。
75. オーストラリアは、漁業活動における適切な緩和措置を CCSBT が検討するための健全な科学的根拠があることを明らかにした。他のまぐろ類 RFMO は主に熱帯水域をカバーしている。CCSBT は、バードライフ・インターナショナルによる分析に詳述されているように、海鳥の分布と高水準で重複している点で、他と異なっている。CCSBT の海鳥の問題は、他のまぐろ類 RFMO よりも CCAMLR と類似しているように思われる。オーストラリアは、長期的な調和に向けて動き出すことの必要性を認めた。このためには、CCSBT が、どのように海鳥の緩和に対処し、最良の慣習に近づくかということについて、細目の理解が必要である。
76. ACAP は、調査に関する日本の提案の要素は非常に有益であるとの見方を示した。ACAP は、データを収集するための作業部会を設置しており、

情報の分析を提供するために委員会と作業することを提案した。ACAP は、北半球の繁殖地に関するデータの譲渡を喜んで受け入れ、この種のデータを委員会に提供するために分析を助力することを提案した。

77. ERSWG は、ACAP の提案の価値を認め、種の状況の評価及び緩和措置の有効性のレビューに関して彼らが提供しうる情報を認識した。
78. 日本は、CCSBT の漁業者が海鳥の緩和の実行において世界をリードしてきたこと、及び、日本の実績、特に日本の漁業者によるイニシアチブとナイジェル・ブラザースの助力は評価される必要があることを指摘した。
79. バードライフは、日本による初期の調査活動及び CCSBT が南緯 30 度以南でトリ・ポールの使用を義務付けた最初の RFMO であることに言及した。また、1997 年以来多くのことが起こったと述べ、オーストラリアとニュージーランドの提案は、採択すべき追加的措置の妥当な基盤であると考えた。
80. バードライフは、ERSWG に対し、保存に係る繁殖中のアホウドリ及びミズナギドリ類が CCSBT の漁獲努力量と 67% の重複が見られ、これは他のまぐろ類 RFMO に比べて著しく高くなっているという、世界的なミズナギドリ類追跡データベースの情報を提供した。繁殖中でない鳥及び幼鳥に関する情報が利用可能となるにつれて、それらが含まれるようになると、この比率は増加しうる。
81. 議長は、ERSWG は委員会への技術的な助言に焦点をあて、実施の問題は委員会に解決を委ねる必要があると改めて強調した。
82. 日本は、バイト・キャスティング・マシン、解凍餌、染色餌及び残滓管理といった現在のオーストラリアとニュージーランドの提案に含まれていないその他措置の利用の問題を提起した。
83. ACAP は、CCSBT-ERS/0707/06 に特定された緩和措置は、1 又はそれ以上を組み合わせることを条件に、ACAP の海鳥作業部会が承認したものであるという助言を提供した。その他の緩和技術については、承認の前に、更なる調査が必要である。
84. ことなる SBT 漁業に適用される緩和措置、及びそれらの漁業に対する当該提案の適用性に関する一般的な議論がなされた。

6.3 サメ類の保存と持続的な利用

85. オーストラリアは、SBT 漁業で採捕されるサメ類の保存、管理及び持続的利用を確保するための措置に関するオーストラリアとニュージーランドによる共同勧告案を紹介した(CCSBT-ERS/0707/09)。
86. オーストラリアは、勧告の背景にある原則について説明した。1) サメ類の漁獲の評価及びモニターするためのデータの収集及び提供の必要性、これはデータの収集及び提供に関する勧告案に関連する(CCSBT-ERS/0707/07)。2) 持続的利用を導く管理。3) 保持した漁獲物の完全利用

の推進、メンバーは他の RFMO で合意している。4) 望まないサメ類の漁獲の削減。

87. 日本は、SBT 漁業に関係して漁獲されるサメ類に関する勧告を提出した (CCSBT-ERS/0707/21)。日本は、IOTC、IATTC、ICCAT 及び WCPFC といった他の 4 つのまぐろ類 RFMO がサメ類に関する決議及び/又は決定を有していると述べた。これら 4 つのまぐろ類 RFMO のメンバーの数は CCSBT より非常に多い。さらに、CCSBT は SBT を対象とした漁業に係るサメ類の混獲しか扱うことができないのに対して、他のまぐろ類 RFMO は対象魚を問わずマグロ漁業に係るサメ類の混獲をカバーしている。また、他のまぐろ類 RFMO は、外洋性サメ類資源のすべての分布域のほとんどをカバーする明確な条約水域を有している。日本は、さらに、CCSBT と他のまぐろ類 RFMO の間で作業の重複を避ける必要性を指摘した。日本は、他のメンバーに対し、勧告をコンセンサスによって採択するよう求めた。
88. 文書 CCSBT-ERS/0707/09 に関連して、次のとおり意見が述べられた。
- 日本は、CCSBT はサメ類を管理する権能を有しておらず、そのため、パラグラフ 3、パラグラフ 4 の 3 番目のオプション及びパラグラフ 5 から 8 は適当ではないと述べた。さらに、日本は、他のまぐろ類 RFMO の構成員であることを通じて、重量に対する鰭 5% のルールに従っていると述べた。
 - ニュージーランドは、ERSWG は委員会からサメ類の取り扱いに関する助言の提供を求められていると述べた。実施については委員会が決定する問題である。また、ニュージーランドは、パラグラフ 4 の 3 番目のオプションは効果的な方法で、サメ類に対する ERSWG の責務を実現するために重要であると考えられるとコメントした。しかしながら、ニュージーランドは、これらの箇条書きは選択肢を提案したものであり、個々のメンバーによってすべてが利用される必要がないということを強調した。
 - 台湾は、パラグラフ 4 に関し、次の 2 つのコメントをした。
 - サメ類の完全利用に関する管理措置のオプションについては、沿岸国ではなく旗国によって決定されるべきである。明確に定義するために、我々は、“メンバー及び協力的非加盟国” から“旗国であるメンバー及び旗国である協力的非加盟国” への修正を提案する。
 - SBT 漁業で採捕される個々のサメ種に総漁獲許容量を設定するという 3 番目のオプションに関して、他のまぐろ類 RFMO ではそのような規則はない。私は、何故 CCSBT がこの特別な規制を必要とするのかが分からない。他の RFMO との一貫性のために、我々はこのオプションを削除することを提案する。
 - 台湾は、日本の勧告 CCSBT-ERS/0707/21 の方がオーストラリアとニュージーランドの勧告 CCSBT-ERS/0707/09 より好ましいと述べた。しかしながら、この段階においては、台湾は柔軟である。

89. オーストラリアは、2つのサメ類の勧告案に関して、次のとおりコメントした。

- オーストラリアは、海鳥の勧告同様、実施ではなく技術的な側面に集中すべきであると考えた。オーストラリアは、CCSBT-ERS/0707/21の勧告における技術的側面の一部をCCSBT-ERS/0707/09の勧告に統合できることを認めた。
- ERSWGは、神戸会合でもたらされたコミットメント及びIPOAの実施についての助言に関する拡大委員会の要請をみたすために、サメ類の問題に関する技術的な助言を提供する責任がある。
- オーストラリアは、CCSBT-ERS/0707/21の勧告にある鰭の体重比に関するパラグラフの背景にある論理的根拠について質問した。未だカバーされていない場合には、“協力”が意味するものが不明確である。

議題項目 7. 普及啓発関連活動

90. ERSWGは、メンバーによるERS問題の啓発・広報活動に関する勤勉な仕事ぶりを高く評価し、その努力に対して感謝の意を表した。ERSWGは、メンバーが引き続き努力を続けることを奨励した。会合には次のような教育資料が提供された。

- 韓国: 太平洋の魚類 (I と II)、韓国遠洋漁業の底生種ガイド及びマグロ漁業における混獲種ガイド。
- ニュージーランド: 保護種及び非魚族種に関する漁業者用の新しいガイド並びにそれらの種を報告する際に使用する報告様式案 (CCSBT-ERS/0707/Info01 と CCSBT-ERS/0707/Info02)。
- オーストラリア: 漁業者向け保護種同定の新ガイド。
- 日本: はえ縄漁業における混獲を削減するための手引き書、公開講座及び教育活動に関するプレゼンテーション詳細 (CCSBT-ERS/0707/23)。
- 台湾: 海鳥混獲を削減するための緩和措置、サメ類の完全利用並びに漁業者による海鳥、サメ類及びカメの種同定に関する手引き書を含む海鳥及びサメ類の国別行動計画の配布。

議題項目 8. ERS の優先的調査についての助言 (ERSWG 6 別紙 10)

8.1 緩和措置の調査表の最新化

91. ACAPは、遠洋はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置に関する海鳥混獲作業部会(SBWG)によるレビューの成果の概要を会合に提供した。SBWGは、そのレビューにおいて、さらなる調査が最優先事項と考えられる緩和措置を特定した。ACAPとしては、この情報は現時点で最良の科学的助言であると考えており、CCSBTのメンバー及び協力的非加盟国に対して、その主権の下における政策及び実務の進展を導く材料として利用することを奨励したい。

92. ACAP は、(CCSBT-ERS/0707/Info11)の表 2 にある調査の実施について、CCSBT 並びに ACAP のメンバー及び協力的非加盟国が協力する機会を歓迎すると述べた。
93. 会合は、次回の ERSWG 会合まで議題項目 8 の残りを保留することに合意した。

議題項目 9. ERSWG の運営枠組 (ERSWG 6 別紙 11)

94. 会合は、次回の ERSWG 会合まで本議題項目を保留することに合意した。

議題項目 10. 将来の作業計画及び休会期間中の作業

95. 将来の作業計画は特定されなかった。

議題項目 11. 拡大委員会への勧告及び助言

96. ERSWG は、拡大委員会への勧告と助言について合意することができなかった。しかしながら、メンバーによって作成された次の勧告案が、拡大委員会による検討のために提出されることとなった。
- データに関する勧告
 - 別紙 5 (CCSBT-ERS/0707/08): CCSBT ERS 7 において議論するためのデータ収集及び提供の要件に関する ERS の勧告案(オーストラリア、ニュージーランド)。
 - 別紙 6 (CCSBT-ERS/0707/22): 生態学的関連種と表層漁業(ミナミマグロ蓄養を含む)の相互作用に関する拡大委員会への勧告案 (日本)。
 - 海鳥に関する勧告
 - 別紙 7 (CCSBT-ERS/0707/06): CCSBT ERS 7 において議論するための海鳥の混獲の削減措置に関する ERS WG の勧告案(オーストラリア、ニュージーランド)。
 - 別紙 8 (CCSBT-ERS/0707/20): 海鳥に関する拡大委員会への勧告案 (日本)。
 - サメ類に関する勧告
 - 別紙 9 (CCSBT-ERS/0707/09): CCSBT ERS 7 において議論するための SBT 漁業におけるサメ類の保存管理及び持続的な利用を確保するための措置に関する ERS の勧告案(オーストラリア、ニュージーランド)。
 - 別紙 10 (CCSBT-ERS/0707/21): ミナミマグロ漁業とともに混獲されるサメに関する拡大委員会への勧告案 (日本)。

議長は、これらの6つの勧告案をいかに進展させるかについて、拡大委員会の指示を求めることを示唆した。メンバーは、議長の提案を受け入れた。

議題項目 12. その他

97. その他の事項はなかった。

議題項目 11. 結論

11.1 会合報告書の採択

98. 会合は報告書を採択した。

11.2 次回会合時期の勧告

99. 次回会合の時期については、ERSWGの将来についての拡大委員会の決定、及び勧告案の進め方に関する拡大委員会の決定に依存しているため、勧告はなされなかった。

11.3 閉会

100. メンバー及びオブザーバーは閉会の辞又は声明を提供した。別紙 11 に掲載した。

101. 会合は 2007 年 7 月 6 日午後 6 時 55 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 ERSWG に提出するメンバーの年次報告書の記載事項修正版
- 5 CCSBT ERS 7において議論するためのデータ収集及び提供の要件に関する ERS の勧告案(オーストラリア、ニュージーランド)
- 6 生態学的関連種と表層漁業(ミナミマグロ蓄養を含む)の相互作用に関する拡大委員会への勧告案 (日本)
- 7 CCSBT ERS 7において議論するための海鳥の混獲の削減措置に関する ERS WG の勧告案(オーストラリア、ニュージーランド)
- 8 海鳥に関する拡大委員会への勧告案 (日本)
- 9 CCSBT ERS 7において議論するための SBT 漁業におけるサメ類の保存管理及び持続的な利用を確保するための措置に関する ERS の勧告案(オーストラリア、ニュージーランド)
- 10 ミナミマグロ漁業とともに混獲されるサメに関する拡大委員会への勧告案 (日本)
- 11 閉会発言又はステートメント

参加者リスト
第7回生態学的関連種作業部会会合
2007年7月3-6日
日本、東京

議長

魚住 雄二 水産庁増殖推進部参事官

オーストラリア

イローナ・ストブツキ 農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学上席研究官
ネイル・ベンスレイ 農漁業林業省漁業環境政策担当官
ニコル・フrint オーストラリア漁業管理庁上席管理官
カリナ・マクラ克蘭 環境水資源省持続的漁業担当官
ジェマ・ハニーボール ヒューマン・ソサエティ・インターナショナル企画官

台湾

シュー・リン・リン 行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
イ・スン・ニ 国立台湾海洋大学学部長

日本

山下 潤 水産庁資源管理部部長
坂本 孝明 水産庁資源管理部国際課課長補佐
勝山 潔志 水産庁資源管理部国際課国際交渉官
松島 博英 水産庁資源管理部国際課
水谷 公一 水産庁漁場資源課係長
浦 隆文 水産庁漁場資源課係長
成澤 行人 水産庁遠洋課かつお・まぐろ企画官
小林 時正 遠洋水産研究所所長
本多 仁 遠洋水産研究所熱帯性まぐろ資源部長
宮部 尚純 遠洋水産研究所温帯性まぐろ資源部長

| | |
|-------|-----------------------|
| 清田 雅史 | 遠洋水産研究所混獲生物研究室長 |
| 南 浩史 | 遠洋水産研究所混獲生物研究室主任研究員 |
| 横田 耕介 | 遠洋水産研究所混獲生物研究室研究員 |
| 細野 隆史 | 遠洋水産研究所混獲生物研究室研究員 |
| 伊藤 智幸 | 遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室主任研究員 |
| 永延 幹男 | 遠洋水産研究所南大洋生物資源研究室長 |
| 岡村 寛 | 遠洋水産研究所鯨類生態研究室主任研究員 |
| 三浦 望 | 日本かつお・まぐろ漁業協同組国際部課長 |
| 檜垣 浩輔 | 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会 |
| 本山 雅道 | 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会 |

ニュージーランド

| | |
|------------|--------------------|
| ネビル・スミス | 漁業省上席研究官 |
| ジョアンナ・ピーレ | 保存省海洋保護事業計画官 |
| スーザン・ウォー | 漁業省上席研究官 |
| ブルース・マッカラム | 在京ニュージーランド大使館一等書記官 |

韓国

| | |
|-------------|-------------------|
| セオン・ジャエ・ホワン | 国立水産科學院海外資源チーム研究員 |
|-------------|-------------------|

オブザーバー

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| ウォーレン・パプワース | アホウドリ類及びミズナギドリ類保存委員会暫定事務局 事務局長 |
| ベン・サリバン | バードライフ・インターナショナル |

CCSBT事務局

| | |
|----------|--------------|
| ニール・ハーミス | 事務局長 |
| 宮澤 軌一郎 | 事務局次長 |
| ボブ・ケネディー | データベースマネージャー |

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

議題
第 7 回生態学的関連種作業部会会合

1. 会合
 - 議長の選出
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. ラポルツアーの指名
 - 1.4. 事務局/ホスト国からのミーティング・アレンジメントの説明
2. 報告
 - 加盟国の報告 (2006年2月の前回会合以降に実施された活動)
 - 2.2. 非加盟国の報告
3. 関係する国際機関の実施状況のレビュー
4. ERS作業部会に関連する他の組織の会合報告
5. 特に以下に関連して、ミナミマグロ(SBT)に関連する種(生態学的関連種)に関する問題についての情報及び意見の提供
 - (a) SBT漁業によって影響を受ける種(魚類及び魚類以外の両方)
 - 国別報告に基づく、SBT漁業におけるERSの相互作用の性質と程度の概要
 - ERSの混獲率推定のための標準的方法の開発に関する議論
 - その他
 - (b) SBT資源の状況に影響する捕食種及び餌料種
6. 拡大委員会への助言
 - (a) ERSのデータ収集及び提供
 - (b) 海鳥類の偶発的混獲の削減
 - (c) サメ類の保存と持続的な利用
7. 普及啓発関連活動
8. ERSの優先的調査についての助言 (ERSWG 6 別紙 10)
 - 8.1. 緩和措置の調査表の最新化
 - 8.2. 将来の調査への提案
 - 8.3. ERSWGの優先的調査の検討
9. ERSWGの運営枠組み(ERSWG 6 別紙 11)
 - 9.1. 運営枠組みの進捗の検討
 - 9.2. 運営枠組みの最新化
10. 将来の作業計画及び休会期間中の作業

11. 拡大委員会への勧告及び助言

12. その他

13. 結論

13.1. 会合報告書の採択

13.2. 次回会合時期の勧告

13.3. 閉会

文書リスト
第7回生態学的関連種作業部会会合

(CCSBT-ERS/0707/)

01. Draft Agenda
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Review of items provided in Members reports to ERSWG7
05. (Secretariat) Update of RFMO Resolutions Concerning Incidental Catches of Ecologically Related Species
06. (Australia and New Zealand) A draft ERS WG recommendation on measures to reduce seabird bycatch in CCSBT for discussion at CCSBT-ERS-7
07. (New Zealand) Estimation of seabird captures in fisheries. Ministry of Fisheries, New Zealand
08. (Australia and New Zealand) A draft ERS recommendation on data collection and provision requirements in CCSBT for discussion at CCSBT-ERS-7
09. (Australia and New Zealand) A draft ERS recommendation on measures to ensure the conservation and management and sustainable use of sharks taken in SBT fisheries for discussion at CCSBT-ERS 7
10. (Australia) Review of International Instruments Relevant to Ecologically Related Species: changes since ERSWG 6.
14. (Japan) Estimation of incidental take of seabirds in the Japanese southern bluefin tuna longline fishery in 2005 (Masashi Kiyota, Yukio Takeuchi)
15. (Japan) Comparison of CPUE standardization methods for the main pelagic shark species caught in the high sea SBT longline fishery (Hiroaki Matsunaga, Hiroshi Shono)
16. (Japan) Effective factors of tori-poles in reducing incidental catch of albatross in southern bluefin tuna longline fishery (Kosuke Yokota, Hiroshi Minami, Masashi Kiyota)
17. (Japan) Japanese research activities on the feeding ecology of southern bluefin tuna and by-catch species caught by Japanese longline (Tomoyuki Itoh)
18. (Japan) Note on large-scale environmental changes and its possible influence to ecosystems in the Southern Ocean (Mikio Naganobu)
19. (Japan) Estimation of fisheries bycatch and risk assessment for short-tailed albatross using a Bayesian state-space model (Hiroshi Okamura, Masashi Kiyota,

Hiroyuki Kurota, Toshihide Kitakado)

20. (Japan) Draft recommendation to the Extended Commission on seabirds
21. (Japan) Draft recommendation to the Extended Commission on sharks which are caught in association with SBT fisheries
22. (Japan) Draft recommendation to the Extended Commission on interactions between ecologically related species with surface fisheries including SBT farming activities
23. (Japan) Guidance, extension and educational activities for reducing bycatch in longline fishery

(CCSBT-ERS/0707/BGD)

01. (New Zealand) CCSBT-ERS/0602/09 – Bull, L. S. A review of methodologies aimed at avoiding and/or mitigating incidental catch of seabirds in longline fisheries.
02. (Australia) CCSBT-ERS/0602/04 Review of international instruments relevant to ecologically related species data requirements and recommendations for sharks and seabirds

(CCSBT-ERS/0707/Info)

01. (New Zealand) The development of reporting forms for reporting ERS data in New Zealand fisheries. Ministry of Fisheries, New Zealand
02. (New Zealand) A guide for the identification of ERS species in New Zealand fisheries. Ministry of Fisheries, New Zealand
03. (New Zealand) The resolution on sharks agreed by the WCPFC in 2006. Delegation of New Zealand
04. (New Zealand) The resolution on seabirds agreed by the WCPFC in 2006. Delegation of New Zealand
05. (New Zealand) The development of an NPOA - Sharks in New Zealand. Ministry of Fisheries, New Zealand
06. (Australia) Australia's Threat Abatement Plan 2006 for the incidental catch (or bycatch) of seabirds during oceanic longline fishing operations
07. (Australia) The implementation of the National Plan of Action for the Conservation and Management of Sharks – Australia
09. (Japan) Review of the Japanese RTMP observer program in the high sea waters in 2005 fishing year (Masashi Kiyota, Tomoyuki Itoh)
10. (Taiwan) Application of life history strategies in managing sharks, rays and skates (Xio-Zhen DAI and X.L. HUANG, N.Z. SHI, and I-Hsun NI)
11. (ACAP) Outcomes of ACAP's Seabird Bycatch Working Group Meeting

(Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels)

(CCSBT-ERS/0707/National Reports)

01. (New Zealand) New Zealand Country Report: Ecologically related species in the New Zealand southern bluefin tuna longline fisheries, 2005 to 2006. Delegation of New Zealand
02. (Australia) Australian Country Report: Ecologically Related Species in the Australian Southern Bluefin Tuna Fishery.
03. (Japan) National report of Japan: overview of researches on ecologically related species in Japanese SBT longline fishery, 2005
04. (Taiwan) National Report of Taiwan for Ecologically Related Species in 2004-2005 Fisheries Agency of Taiwan
05. (Korea) Annual Report of Korean SBT Longline Fishery, 2005 - 2006

(CCSBT-ERS/0707/Rep)

01. Report of the Third Meeting of Ecologically Related Species Working Group (June 1998)
02. Report of the Fourth Meeting of Ecologically Related Species Working Group (November 2001)
03. Report of the Fifth Meeting of Ecologically Related Species Working Group (February 2004)
04. Report of the Sixth Meeting of Ecologically Related Species Working Group (February 2006)
05. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)
06. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
07. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)

ERS 作業部会への加盟国の年次報告の概要修正版

1. 序

締約国のミナミマグロ漁業（船団、水域、時期別）の漁法についての一般的な記述。

漁業及び漁法別に捕獲される ERS の種類と量についての一般的な記述。

2. SBT 漁業のレビュー

船団の大きさと分布

推移の簡単な要約

漁獲量と努力量の分布

水域及び船団別の漁獲量及び努力量の要約

3. 各船団毎の漁業のモニター

ミナミマグロ漁業の船団に対する近年のオブザーバー捕捉率の要約とオブザーバーによるデータ収集活動の要約、オブザーバーの活動以外の情報収集活動の要約。

4. 海鳥

水域別船団別に偶発的に捕獲された海鳥の CPUE と総数の要約及び観察された海鳥の種毎の数のリスト、オブザーバーの活動以外から得られる海鳥捕獲の要約

5. その他の対象外魚種

水域別船団別のサメ及び主要な対象外魚種の CPUE と総数の要約

6. 海産哺乳動物及び海産は虫類

偶発的に捕獲された海産哺乳動物及び海産は虫類の総数の要約

7. 海鳥及びその他の種の混獲を最小化するための緩和措置

現在の措置

各船団毎の義務的措置

* 各措置の記述

* 遵守、モニターシステム（例えば、遵守はどのように確保されるか。

* 各措置の遵守状況

各船団毎の自主的措置

* 各措置の記述

* 各措置を使用する船団の比率及びどのようにこの比率が決められたか。

開発中あるいは試験中の措置

* 開発中あるいは試験中の各措置の記述

* 調査を実施している中心機関

- * 協力についての記述
- * 現時点での結果
- * 翌年のための開発、調査予定
- * 完成予定期日及び ERSWG への報告

8. 外部への広報及び教育活動

広報活動

- * メディアリリース
- * 情報パンフレット、ポスター、その他の文書
- * ビデオ
- * 外部への広報
 - － 貿易ショー
 - － 集会、会議
 - － 学校や大学のグループ

教育

- * 乗組員、特に船長の訓練
- * 漁業訓練生
- * エンジニア
- * 管理者
- * オブザーバー

情報交換

- * 調査
- * 教育材料
- * その他の地域漁業機関
- * 国際機関
- * 非加盟国／地域
- * 乗組員及び漁船の報告から得られた新しいアイデアのレビュー

9. 餌料種及び捕食種と言ったその他の ERS に関する情報（混獲以外）

10. その他

非加盟国／地域の漁業活動に関連する ERS について得られた情報

11. 海鳥及びサメ類 IPOA の実施

SBT 漁業に関連する NPOA の実施について講じられた活動の説明。最新かつ最近の活動に重きをおくこと。

また、CCSBT 9 でメンバーは作業部会に提出する文書の要約を国別報告書に含めると述べられていることにも留意すること(CCSBT 9 報告書パラグラフ 89 参照)。

CCSBT ERS 7 において議論するための データ収集及び提供の要件に関する ERS の勧告案

オーストラリア及びニュージーランド

要旨

CCSBT ERS 6 における CCSBT の漁業に関する ERS データ収集及びその提供に関する委員会への勧告についての討議 (第 47 – 50 パラグラフ) を踏まえて、オーストラリアとニュージーランドは同会合で草案された勧告案 (CCSBT-ERS 6 付録 7) をさらに見直す作業を行った。その結果、より効果的な勧告にするためにいくつかの変更を加える必要性が明らかになった。これらの変更点は、いずれも 2006 年 2 月以降の FAO COFI 及び UNGA の作業において強く支持されている。この文書は、変更の理論的根拠、CCSBT ERS 7 において検討するための修正勧告案及び CCSBT 委員会への勧告を提供するとともに、ERS 6 の決議に変更を加えた箇所を記述している。

序文

この文書の構成は、次のとおりである。

- 序文と一般的なコメント (1 ページ)、
- CCSBT ERS 7 において議論するためのデータ収集及び提供の要件に関する ERS の勧告案 (2-7 ページ)、
- ERS 7 勧告案における新展開を示す注釈付き ERS 6 別紙 7 の勧告 (8-11 ページ)、
及び
- ERS 6 別紙 7 の写し (12-15 ページ)。

この文書についての討議は、CCSBT の ERS データ収集及び提供要件 (y-z ページ) に焦点が置かれることを想定している。我々は、参加者全員が ERS 6 で討議されたものから改善されている点がわかるように背景情報を提供した。

一般的なコメント

この勧告を作成するにあたって、勧告に前文をつける必要性が特定された。勧告案の明解な正当性を示した前文の案が提案されている。

我々は、勧告をより明確かつ読みやすくするために、マイナーな点で文章を単純にするとともに様式の変更を導入した。

CCSBT 条約が生態学的関連種 (ERS) に関連する情報とデータ収集の重要性を認め、締約国は委員会にこれらの情報を提供しデータ収集に協力すること (第 5 条)、また委員会は ERS に関連する統計資料を収集し蓄積することを規定していること (第 8 条) を定めていることに基づいて、我々は繰り返す。これらのデータは、海鳥とサメ類に関する勧告を効果的に実施するうえで重要になる。

CCSBT の 漁業における ERS データ収集及び提供要件

ERSWG は：

生態学的関連種作業部会の付託事項に留意し、

「ミナミマグロ(SBT)と関連を有する種(生態学的関連種)に関する問題について、特に以下に關係する情報及び助言を提供すること。

- a. SBT漁業の操業により影響を受ける可能性のある種(魚類及び非魚類双方)
- b. SBTの資源状態に影響を与える可能性のあるSBTを補食する生物及びSBTのえさとなる生物

CCSBT条約が、生態学的関連種(ERS)に関連する科学的情報を収集することの重要性を認め、締約国は委員会に対してERSの保存に關係のある科学的情報、漁獲量及び漁獲努力に関わる統計及びその他の資料を速やかに提供すること(第5条)、委員会はERSに関する科学的情報、統計資料その他の情報の収集及び蓄積すること(第8条)を定めていることに基づき、

ERSWGの付託事項に、個別の条項としてERS種に関するデータ収集プログラムに関する勧告条項が含まれていること(TOR 4)をふまえ、

過去の会合においても、データ要件及びそれらの重要性につき討議がなされており(ERSWG5 議題 8、パラ43)、ERSWGは、現在までのところ、ERSの相互作用の評価を通じ、委員会に対して海鳥の偶発的捕獲量の推定レベルを提示するという目標を果たしていないこと(ERSWG5 議題 8、パラ44)を認識し、

CCSBT12において、CPUEデータの解釈を高めるためには非対象種の情報が重要であるという全般的な合意があったこと(CCSBT12 議題18、パラ123)を認識し、

CCSBT12において、ERSWGからERSの管理アドバイスが提示されない場合には、ERSを独立したグループで討議するのではなく、拡大委員会の年次会合で討議する必要性について検討を要すると確認されたこと(CCSBT12 議題18、パラ121)を認識し、

CCSBT13において、ERSWGはERSWG7(2007年)においてERSデータ収集及び提供に関するCCSBTへのアドバイスに関する合意をまとめるというコミットメントを表明したことを認識し、

2007年1月26日に神戸におけるまぐろ類RFMOsの合同会合で合意された行動指針では、まぐろ類RFMOsのパフォーマンスの見直し、予防原則に基づいたアプローチの実施、偶発的混獲種と非対象種のデータ収集を含む生態系ベースの漁業管理、まぐろ類RFMOsの管轄の下でサメ類漁業に関するデータ収集の策定を含んでいることを思い起こし、

UNGAの持続可能な漁業に関する決議は、国と地域漁業管理機関及び取極に対して、漁獲量と漁獲努力量に関するデータ、漁業に関連した情報、さらに諸国の管轄域内外の高度回遊性魚種、離散的公海魚種及び混獲と投棄に関する情報を、完全、正確、タイムリーに収集し、適当な場合にはそれらをFAOに報告することを呼びかけていること(OP8)に留意し、

UNGA の持続可能な漁業に関する決議は、国と地域漁業管理機関に対して、データ収集プログラムを促進しかつ強化して、海鳥と海亀の混獲に関する信頼できる推定値を得るための標準化された情報を得ることを要請していること (OP62) についてもさらに留意して、

委員会が次の勧告を採択し、2008年1月1日から発効させることを勧告する：

勧告 ERSWG – 2007-xx

ERS の捕獲及び相互作用に関するデータの収集と提出

ログブックへの ERS の記載

1. すべてのサメ類と非魚類の漁獲及びERSWG及び委員会が関心を持つ魚種¹について、船上保持された捕獲とされなかった捕獲を、漁業操業²ごとに、ログブックに記載する。船上保持された種は種のレベルで、保持されなかった種については実際の最も低い分類学のレベルで記載する。捕獲は数量で記録し、保持された種で該当する種に関しては捕獲重量も記録する。重量は個体ごとに、又は少なくとも(ある数量に対する)総重量を記録し、加工状態の詳細(例：ドレス、はら抜き、原魚)も記入する。
2. 保持されなかった種との相互作用³、特に海鳥、海産哺乳類、海洋性爬虫類及びサメ類についてもログブックに記録するべきである。

注：拡大委員会のすべてのメンバーは、種別同定のレベルは異なるものの、船上保持されたERS捕獲のデータをログブックに記録している。拡大委員会のメンバーがこれらのデータ要件を満たすためにログブックを変更するには、いくらか時間がかかると考えられる。これらの要件を満たすログブックは2009年12月までに導入するべきである。

オブザーバーによるERSの記録

3. オブザーバーは、すべてのサメ類と非魚類の漁獲及びERSWG及び委員会が関心を持つ魚種について、船上保持された捕獲とされなかった捕獲を、漁業操業ごとに、記録する。捕獲は種のレベルで記録する。捕獲は数量で記録し、可能な場合は捕獲重量も記録する。重量は個体ごとに、又は少なくとも(ある数量に対する)総重量を記録し、加工状態の詳細(例：ドレス、はら抜き、原魚)も記入する。
4. 保持されなかった種との相互作用、特に海鳥、海産哺乳類、海洋性爬虫類及びサメ類について、可能な場合は種のレベルで記録する。はえ縄の投縄時と揚縄時の両方をモニターし、船上保持されない種の捕獲と相互作用について観察する。

¹ このリストは別添 A として添付されている。

² 漁業操業はすべての漁法を含む。

³ 「相互作用」は、漁業の操業において船上保持された、又はされなかった種との操業中のあらゆる物理的な接触であると定義づけられている。これはあらゆる捕獲(針にかかる、網に入る、羅網する)とこれらの種の個体との衝突を含む。

5. オブザーバーは、緩和措置⁴の使用状況について描写し、各操業でどの緩和措置が使用されたかを記録する。
6. オブザーバーは対象種と ERSのデータを収集する必要があるため、ERS はデータ収集の階層の構成要素に入れるべきである (別添 B参照)。オブザーバーの作業モードも操業ごとに記録する。
7. 階層に入れることで、各操業の観察された努力量については、すべての捕獲 (船上保持されるものもされないものも) が種ごとに記録されるようになる(別添 A)。

ログブックのERSデータの提供

8. 船上保持されたものとされなかったものの両方の捕獲データ及び相互作用データを種ごとに(又は保持されなかった捕獲については可能な場合には種レベルで)、はえ縄は5度区画、その他のすべての漁具は1度区画で、漁具別に暦年の月ごとに委員会に提出する。これは SBT の漁獲量と努力量の報告と照合される。

オブザーバー ERS データの提供

9. 船上保持されたものとされなかったものの両方の捕獲データ及び相互作用データを種ごとに(又は保持されなかった捕獲については可能な場合には種レベルで)、はえ縄は5度区画、その他のすべての漁具は1度区画で、漁具別に暦年の月ごとに委員会に提出する。オブザーバーの作業モードも報告する。これは SBT の漁獲量と努力量の報告と照合される。
10. さまざまな緩和装置又は緩和活動が使用された操業の割合について、漁具別に委員会に提出する。はえ縄は5度区画、その他のすべての漁具は1度区画で、暦年の月ごとに提出する。

注：この空間スケールでデータを提供すると国内の機密保持の取極に反する場合(例：個別の漁船の操業が判明する)、データは可能な限り小さな区画で提供するべきであるが、CCSBT 統計海区以上の大きさになるべきではない。拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、ERSWG が将来解析を行うために解像度の高いデータを持つことのメリットを考慮して、CCSBTの機密保持の取極に照らし合わせて、機密保持に関するそれぞれの国内の義務を再検討することが奨励される。

ログブック及びオブザーバー・データの交換と保存

11. データは2008年5月から委員会の毎年のデータ交換の一部として提供される。事務局はERSデータの保存に適切なデータベースを開発する。

注：ログブックのデータとオブザーバーのデータの提出に要する期間に差がある可能性が認識された。

過去のデータの提供

⁴ 緩和措置とは、緩和のための装置 (例：トリポール) と活動 (例：夜間投縄、残滓投棄)を指す。

12. 各国は、ログブック、オブザーバー及びその他の適切な源泉から入手できるERSの過去のデータについて、2007年12月までに報告する。過去のデータは適切な描写(メタデータ)とともに、2008年12月までに委員会に報告する。データは、種ごと、種が明確でない場合は分類学上より高いレベルの捕獲データを5度区画にまとめて、暦年の月ごとに漁具別にしたものを含む。捕獲データはSBTの努力量データと照合される。

データ・アクセスのアレンジメント

13. ERSデータへのアクセスは、委員会のデータ機密保持の方針と同じアレンジメントとする。

別添 A

漁業者が収集する ERS データとして関心の対象となる種のリスト：

| 種/科/目 俗名 | 学名 |
|---------------------|--|
| ヨシキリザメ | <i>Prionace glauca</i> |
| ビンナガ | <i>Thunnus alalunga</i> |
| シマガツオ | <i>Brama brama</i> |
| ネシネズミザメ | <i>Lamna nasus</i> |
| フリソデウオ | <i>Trachipterus trachipterus</i> |
| ミズウオ | <i>Alepisaurus ferox</i> & <i>A. brevirostris</i> |
| アカマンボウ | <i>Lampris guttatus</i> |
| バラムツ | <i>Ruvettus pretiosus</i> |
| フジクジラ* | Squaliformes |
| メカジキ | <i>Xiphias gladius</i> |
| ガストロ | <i>Gasterochisma melampus</i> |
| アオザメ | <i>Isurus oxyrinchus</i> |
| メジナ | <i>Centrolophus niger</i> |
| メバチマグロ | <i>Thunnus obesus</i> |
| キハダマグロ | <i>Thunnus albacares</i> |
| マカジキ | <i>Tetrapturus audax</i> |
| ヒレジロマンザイウオ | <i>Taractichthys longipinnis</i> |
| オナガザメ | <i>Alopias vulpinus</i> |
| アホウドリ類 | <u>Diomedidae</u> |
| ウミツバメ、ミズナギドリ、クジラドリ類 | <u>Procellariidae</u> |
| ウミツバメ | <u>Hydrobatidae</u> |
| モグリウミツバメ | <u>Pelecanoididae</u> |
| ウ類 | <u>Phalacrocoracidae</u> |
| カモメ類 | <i>Laridae</i> |
| アジサシ類 | <i>Sternidae</i> |
| シロカツオドリ及びカツオドリ類 | <i>Sulidae</i> |
| ペリカン類 | <i>Pelecanidae</i> |
| ペンギン類 | <i>Spheniscidae</i> |
| アザラシ (例：ゾウアザラシ) | <i>Phocidae</i> |
| アシカ類 (例：オットセイ、トド) | <i>Otariidae</i> |
| 甲羅の硬いウミガメ | <i>Chelonioidea</i> |
| オサガメ | <i>Dermochelyidae</i> |
| ヘビ類 | <i>Hydrophiidae</i> |
| ハクジラ及びイルカ類 | Order: <i>Cetacea</i> , Suborder <i>Odontoceti</i> |
| ヒゲクジラ類 | Order: <i>Cetacea</i> Suborder <i>Mysticeti</i> |

別添 B

推奨されるデータ収集の階層

1. 漁獲量・生物学的情報を収集する前に、すべての漁船及び操業データを集める。

投縄時

2. 捕獲された又は相互作用があったすべての種を記録する。

揚縄時

3. 捕獲された又は相互作用があったすべての種を、種ごとの個体数を含めて記録する。
4. 標本が、船上保持されたか、船上に引き上げられてから投棄されたか、又は船上に引き上げられずに放流されたかを記録すること。
5. 船上引き上げ時の生存状況、ならびに（該当する場合は）放流時の生存状況を記録する。
6. 体長、原魚重量も及び/又は製品重量（加工状態を含む）のデータを収集する。
7. 標識が装着されているかを確認する。
8. 性別を記録する。
9. 生物標本を収集する。
10. 写真を撮る。

上記6-10 の種別データ収集の階層

| 種 | モード (1が最優先) |
|----------------------|-------------|
| SBT | 1 |
| サメ類類、その他のマグロ類、カジキ類 | 2 |
| その他のすべての種 (魚、鳥、カメなど) | 3 |

CCSBT-ERS-6 報告書・別紙 7 – 注釈つき

ERS データ収集及び提供の要件草案

(国レベルでの討議用)

基本原理

生態学的関連種作業部会の付託事項に留意し、

「特に次の事項に関し、ミナミマグロ (SBT) に関連する種 (生態学的関連種) の問題について情報とアドバイスを提供する

- e. SBT漁業の操業により影響を受ける可能性のある種 (魚及び魚以外)
- f. SBTの資源状況に影響を及ぼす可能性のある捕食種及び餌生物

CCSBT条約が、生態学的関連種 (ERS) に関する科学的情報の収集の重要性を認め、締約国は委員会に対し、生態学上関連する種の保存に関係ある科学的情報、漁獲量及び漁獲努力に係る統計、その他の資料を速やかに提供する (条約第5条)、また委員会は、ERSに関する統計資料を収集し、蓄積する (条約第8条) と定めていることに基づき、

ERSWGの付託事項に、個別の項目としてERS種に関するデータ収集プログラムに関する勧告条項が含まれていること (付託事項 (TOR) 4) を踏まえ、

過去の会合 (ERSWG5議題8、パラ43) においても、データ要件及びその重要性につき討議がなされており、ERSWGは現在までのところ、ERSの相互作用の評価を通じ、委員会に対して海鳥の偶発的捕獲量の推定レベルを提示するという目標を果たしていないこと (ERSWG5議題8、パラ44) を認識し、

CCSBT12において、CPUEデータの解釈を高めるためには非対象種の情報が必要であるという全般的な合意が得られ、ERSWGからERS管理のアドバイスが提示されない場合には、本件の討議を独立したグループで討議するのではなく、拡大委員会の年次会合で取り上げる必要性について検討を要すると確認されたこと (CCSBT12議題18、パラ121-123) を認識し、次のとおり勧告する。

勸告 ERSWG - XXXX ERS 捕獲に関するデータ収集

1. ログブックへのERSの記録

ERSWG及び委員会が関心を持つすべての種について⁵、船上保持された捕獲とされなかった捕獲（及び相互作用）を、操業⁶ごとに、ログブックに記載する。捕獲物の数量を、船上保持された魚（サメ類類を含む）については漁獲重量も記録すること。重量は個体ごと、又は少なくとも（ある数量に対する）総重量で記録するものとし、加工状態の詳細（例：頭ぬき、腹ぬき、又は原魚）も記入すること。

注：拡大委員会のすべての締約国は、種別同定のレベルは異なるものの、船上保持されたERS捕獲のデータをログブックに記録している。拡大委員会の締約国が、このデータ要件に沿うようにログブックを変更するには、数年を要する可能性があることがと確認された。

2. オブザーバーによるERSの記録

オブザーバーは、ERSWG及び委員会が関心を持つすべての種について、船上保持された捕獲とされなかった捕獲（及び相互作用）を各操業につき記録する。捕獲物は、既存のCCSBT種別同定ガイド⁷に準じた種レベルで記録する。捕獲物は数量を、船上保持された魚（サメ類を含む）については漁獲重量も記録すること。重量は個体ごと、又は少なくとも（ある数量に対する）総重量で記録するものとし、加工状態の詳細（例：頭ぬき、腹ぬき、又は原魚）も記入する。

また、オブザーバーは操業ごとの緩和装置もしくは緩和活動の使用状況を記録する。

オブザーバーは対象種とERSのデータを収集する必要があるため、ERSはデータ収集の階層の構成要素に入れるべきである（別添A参照）。オブザーバーの作業モードも操業ごとに記録する。

階層に入れることで、観察された努力量については、すべての種の捕獲が種別に記録されるようになる（別添A）。全操業ですべてを記録することが不可能な場合には、オブザーバーは10回の操業のうち、少なくとも1回の操業において、船上に引き上げられる前に切り離された捕獲物を含め、すべての種の捕獲情報を収集する。この場合、オブザーバーは、ある操業における全捕獲物を記録したのか、又は特定のグループだけを記録したのかを記録する。

⁵関心ある種のリストについて意見の相違があった。このリストを新たに策定すること、時間の経過と共に更新することが必要であること、さらにログブックとオブザーバーが記録するデータに求められる分類レベルは異なる可能性があることが留意された。

⁶操業とは、蓄養の活動を含むすべての漁法を指す。

⁷これらの同定ガイドを改善する必要があるかもしれない。オブザーバーと漁業者と協議すること。

勧告ERSWG - XXXX

委員会へのERSデータの提供

1. ログブックのERS データ提供

種ごと（又は分類学上のグループ別）の捕獲量と相互作用を漁具別に暦年の月ごとに、はえ縄では5度区画、その他のすべての漁具では1度区画で委員会に提供する。これらは、SBT漁獲量及び努力量の報告と照合される。

2. オブザーバーERSデータの提供

種ごと（又は分類学上のグループ別）の捕獲量と相互作用を漁具別に暦年の月ごとに、はえ縄では5度区画、その他のすべての漁具では1度区画で委員会に提供する。オブザーバーのモードも報告すること。これらはSBT漁獲量・努力量の報告と照合される。

さまざまな緩和装置や緩和活動が利用された操業の割合。月別・漁具別に、はえ縄では5度区画、その他のすべての漁具では1度区画にまとめ、委員会に提出する。

注：この空間スケールでデータを提供すると国内の機密保持の取極に反する場合（例：個別の漁船の操業が判明する）、データは可能な限り小さな区画で提供すべきであるが、CCSBT 統計海区以上の大きさになるべきではない。拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、ERSWG が将来解析を行うために解像度の高いデータを持つことのメリットを考慮して、機密保持に関するCCSBTの取極に照らし合わせて、機密保持に関するそれぞれの国内の義務を再検討することが奨励される。

3. ログブック及びオブザーバー・データの交換と保存

ERSWGが次回会合に向けてデータ分析を開始できるよう、一定期間内に年次のデータ交換の一環としてERSデータを提供するものとする。事務局はERSデータの保存に適切なデータベースを開発する。

注：ログブックのデータとオブザーバーのデータの提出に要する期間に差がある可能性が認識された。既存の過去のデータも提供するものとする。

**

4. データ・アクセスのアレンジメント

ERSデータへのアクセスは、委員会のデータ機密保持の政策と同じアレンジメントとする。

別添A
推奨されるデータ収集の階層

1. 漁獲量・生物学的情報を収集する前に、すべての漁船及び操業データを集める。
揚縄時
2. 捕獲されたすべての種を記録する。
3. 標本が、船上保持されたか、船上に引き上げられてから投棄されたか、又は船上に引き上げられずに放流されたかを記録すること。
4. 船上引き上げ時の生存状況、及び（該当する場合は）放流時の生存状況を記録する。
5. 体長、原魚重量又は製品重量（加工状態を含む）のデータを収集する。
6. 標識が装着されているか確認する。
7. 性別を記録する。
8. 生物標本を収集する。
9. 写真を撮る。

上記5-9の種別データ収集の階層

| 種 | モード（1が最優先） |
|--------------------------|------------|
| SBT | 1 |
| サメ類類、その他のマグロ類、カジキ類、ガストロ属 | 2 |
| その他のすべての種（魚、鳥、カメなど） | 3 |

魚種リストの例（サメ類を含む）

| 種の俗名 | 学名 |
|------------|--|
| ヨシキリザメ | Prionace glauca |
| ビンナガ | Thunnus alalunga |
| シマガツオ | Brama brama |
| ニシネズミザメ | Lamna nasus |
| フリソデウオ | Trachipterus trachipterus |
| ミズウオ | Alepisaurus ferox & A. brevirostris |
| アカマンボウ | Lampris guttatus |
| バラムツ | Ruvettus pretiosus |
| フジクジラ* | Squaliformes |
| メカジキ | Xiphias gladius |
| ガストロ | Gasterochisma melampus |
| アオザメ | Isurus oxyrinchus |
| メジナ | Centrolophus niger |
| メバチマグロ | Thunnus obesus |
| キハダマグロ | Thunnus albacares |
| マカジキ | Tetrapturus audax |
| ヒレジロマンザイウオ | Taractichthys longipinnis |
| オナガザメ | Alopias vulpinus |

CCSBT-ERS-6 報告書・別紙7-原案

ERS データ収集及び提供の要件草案 (国レベルでの討議用)

基本原理

生態学的関連種作業部会の付託事項に留意し、

「特に次の事項に関し、ミナミマグロ (SBT) に関連する種 (生態学的関連種) の問題について情報とアドバイスを提供する

- e. SBT漁業の操業により影響を受ける可能性のある種 (魚及び魚以外)
- f. SBTの資源状況に影響を及ぼす可能性のある捕食種及び餌生物

CCSBT条約が、生態学的関連種 (ERS) に関する科学的情報の収集の重要性を認め、締約国は委員会に対し、生態学上関連する種の保存に関係ある科学的情報、漁獲量及び漁獲努力に係る統計、その他の資料を速やかに提供する (条約第5条)、また委員会は、ERSに関する統計資料を収集し、蓄積する (条約第8条) と定めていることに基づき、

ERSWGの付託事項に、個別の項目としてERS種に関するデータ収集プログラムに関する勧告条項が含まれていること (付託事項 (TOR) 4) を踏まえ、

過去の会合 (ERSWG5議題8、パラ43) においても、データ要件及びその重要性につき討議がなされており、ERSWGは現在までのところ、ERSの相互作用の評価を通じ、委員会に対して海鳥の偶発的捕獲量の推定レベルを提示するという目標を果たしていないこと (ERSWG5議題8、パラ44) を認識し、

CCSBT12において、CPUEデータの解釈を高めるためには非対象種の情報が重要であるという全般的な合意が得られ、ERSWGからERS管理のアドバイスが提示されない場合には、本件の討議を独立したグループで討議するのではなく、拡大委員会の年次会合で取り上げる必要性について検討を要すると確認されたこと (CCSBT12議題18、パラ121-123) を認識し、次のとおり勧告する。

勧告 ERSWG - XXXX
ERS 捕獲に関するデータ収集

3. ログブックへのERSの記録

ERSWG及び委員会が関心を持つすべての種について⁸、船上保持された捕獲とされなかった捕獲（及び相互作用）を、操業⁹ごとに、ログブックに記載する。捕獲物の数量を、船上保持された魚（サメ類類を含む）については漁獲重量も記録すること。重量は個体ごと、又は少なくとも（ある数量に対する）総重量で記録するものとし、加工状態の詳細（例：頭ぬき、腹ぬき、又は原魚）も記入すること。

注：拡大委員会のすべての締約国は、種別同定のレベルは異なるものの、船上保持されたERS捕獲のデータをログブックに記録している。拡大委員会の締約国が、このデータ要件に沿うようにログブックを変更するには、数年を要する可能性があることが確認された。

4. オブザーバーによるERSの記録

オブザーバーは、ERSWG及び委員会が関心を持つすべての種について、船上保持された捕獲とされなかった捕獲（及び相互作用）を、操業ごとに記録する。捕獲物は、既存のCCSBT種別同定ガイド¹⁰に準じた種レベルで記録する。捕獲物は数量を、船上保持された魚（サメ類を含む）については漁獲重量も記録すること。重量は個体ごと、又は少なくとも（ある数量に対する）総重量で記録するものとし、加工状態の詳細（例：頭ぬき、腹ぬき、又は原魚）も記入する。

また、オブザーバーは操業ごとの緩和装置又は緩和活動の使用状況を記録する。

オブザーバーは、対象種とERSのデータを収集する必要があるため、ERSはデータ収集の階層の構成要素に入れるべきである（別添A参照）。オブザーバーの作業モードも操業ごとに記録する。

階層に入れることで、観察された努力量については、すべての種の捕獲が種別に記録されるようになる（別添A）。全操業ですべてを記録することが不可能な場合には、オブザーバーは10回の操業のうち、少なくとも1回の操業において、船上に引き上げられる前に切り離された捕獲物を含め、すべての種の捕獲情報を収集する。この場合、オブザーバーは、ある操業における全捕獲物を記録したのか、又は特定のグループだけを記録したのかを記録する。

⁸関心ある種のリストについて意見の相違があった。このリストを新たに策定すること、時間の経過と共に更新することが必要であること、さらにログブックとオブザーバーが記録するデータに求められる分類レベルは異なる可能性があることが留意された。

⁹操業とは、蓄養の活動を含むすべての漁法を指す。

¹⁰これらの同定ガイドを改善する必要があるかもしれない。オブザーバーと漁業者と協議すること。

勸告ERSWG - XXXX 委員会へのERSデータの提供

1. ログブックのERSデータの提供

種ごと（又は分類学上のグループ別）の捕獲量と相互作用を漁具別に暦年の月ごとに、はえ縄では5度区画、その他のすべての漁具では1度区画で委員会に提供する。これらは、SBT漁獲量及び努力量の報告と照合される。

2. オブザーバーERSデータの提供

種ごと（又は分類学上のグループ別）の捕獲量と相互作用を漁具別に暦年の月ごとに、はえ縄では5度区画、その他のすべての漁具では1度区画で委員会に提供する。オブザーバーのモードも報告すること。これらはSBT漁獲量・努力量の報告と照合される。

さまざまな緩和装置や緩和活動が利用された操業の割合。月別・漁具別に、はえ縄では5度区画、その他のすべての漁具では1度区画にまとめ、委員会に提出する。

注：この空間スケールでデータを提供すると国内の機密保持の取極に反する場合（例：個別の漁船の操業が判明する）、データは可能な限り小さな区画で提供すべきであるが、CCSBT統計海区以上の大きさになるべきではない。拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、ERSWGが将来解析を行うために解像度の高いデータを持つことのメリットを考慮して、機密保持に関するCCSBTの取極に照らし合わせて、機密保持に関するそれぞれの国内の義務を再検討することが奨励される。

3. ログブック及びオブザーバー・データの交換と保存

ERSWGが次回会合に向けてデータ分析を開始できるよう、一定期間内に年次のデータ交換の一環としてERSデータを提供するものとする。事務局はERSデータの保存に適切なデータベースを開発する。

注：ログブックのデータとオブザーバーのデータの提出に要する期間に差がある可能性が認識された。既存の過去のデータも提供するものとする。

5. データ・アクセスのアレンジメント

ERSデータへのアクセスは、委員会のデータ機密保持の方針と同じアレンジメントとする。

別添A
推奨されるデータ収集の階層

10. 漁獲量・生物学的情報を収集する前に、すべての漁船及び操業データを集める。
揚縄時
11. 捕獲されたすべての種を記録する。
12. 標本が、船上保持されたか、船上に引き上げられてから投棄されたか、又は船上に引き上げられずに放流されたかを記録すること。
13. 船上引き上げ時の生存状況、及び（該当する場合は）放流時の生存状況を記録する。
14. 体長、原魚重量又は製品重量（加工状態を含む）のデータを収集する。
15. 標識が装着されているか確認する。
16. 性別を記録する。
17. 生物標本を収集する。
18. 写真を撮る。

上記5-9の種別データ収集の階層

| 種 | モード（1が最優先） |
|-------------------------|------------|
| SBT | 1 |
| サメ類、その他のマグロ類、カジキ類、ガストロ属 | 2 |
| その他のすべての種（魚、鳥、カメなど） | 3 |

魚種リストの例（サメ類を含む）

| 種の俗名 | 学名 |
|------------|--|
| ヨシキリザメ | <i>Prionace glauca</i> |
| ビンナガ | <i>Thunnus alalunga</i> |
| シマガツオ | <i>Brama brama</i> |
| ニシネズミザメ | <i>Lamna nasus</i> |
| フリソデウオ | <i>Trachipterus trachipterus</i> |
| ミズウオ | <i>Alepisaurus ferox & A. brevirostris</i> |
| アカマンボウ | <i>Lampris guttatus</i> |
| バラムツ | <i>Ruvettus pretiosus</i> |
| フジクジラ* | Squaliformes |
| メカジキ | <i>Xiphias gladius</i> |
| ガストロ | <i>Gasterochisma melampus</i> |
| アオザメ | <i>Isurus oxyrinchus</i> |
| メジナ | <i>Centrolophus niger</i> |
| メバチマグロ | <i>Thunnus obesus</i> |
| キハダマグロ | <i>Thunnus albacares</i> |
| マカジキ | <i>Tetrapturus audax</i> |
| ヒレジロマンザイウオ | <i>Taractichthys longipinnis</i> |
| オナガザメ | <i>Alopias vulpinus</i> |

生態学的関連種と表層漁業（ミナミマグロ蓄養を含む）の相互作業に関する拡大委員会への勧告案

（日本提案）

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、

情報の収集

1. ミナミマグロ若齢魚、特にまき網による漁獲時に死亡したミナミマグロの胃容物の情報を収集する
2. まき網漁業における ERS（生態学的関連種）の混獲について、数量及び重量で、情報を収集する
3. ミナミマグロ蓄養と生態学的関連種（特にサメ及び海鳥）との相互作用に関する情報を収集する
4. ミナミマグロ蓄養（例：糞及び残餌）が底性動物に与える影響に関する情報を収集する
5. ミナミマグロの消化率及び、餌生物とミナミマグロの成長の関係に関する情報を収集する

情報の提供

1. 上述した情報を、拡大委員会を通じ、ERS 作業部会へ適当な様式で、提供する

**CCSBT ERS 7 において議論するための海鳥の
混獲削減措置に関する ERS WG の勧告案**

オーストラリア及びニュージーランド

要旨

オーストラリアとニュージーランドは、CCSBT 漁業における海鳥の混獲を削減するための措置に関する CCSBT ERS 6 の討議内容(会議報告書パラ 50)に留意した上で、同会議で策定された勧告案(CCSBT-ERS 6 別紙 8a)をさらに検討した。その結果、効果的な勧告とするためにはいくつかの変更が必要であることが明らかになった。これらの変更内容は、2006 年 2 月以降の FAO COFI 及び UNGA の活動でも強く支持されている。この文書では、変更の理由、CCSBT ERS 7 で検討して CCSBT 拡大委員会に勧告する改訂勧告案及び ERS 6 の決議以降の変更を示す。

序説

この提案は、FAO が地域漁業管理機関に提唱した海鳥に関する国際行動計画(IPOA-SEABIRDS)の実施協力に CCSBT がいかに対応すべきかについて、CCSBT5 が ERS4 に具体的な助言を求めたことをふまえ、CCSBT 13 において、ERS が、CCSBT 拡大委員会に対し海鳥の混獲削減についての助言を(2007 年の)ERS7 で合意すると表明したことに基づくものである。

文書は、以下の構成となっている。

- 序説と全般的なコメント(1-2 ページ)
- ERS 7 で検討するための CCSBT はえ縄漁業における海鳥の偶発的混獲に関する勧告案(3-6 ページ)
- ERS 7 勧告案の策定過程を示す、注釈付の ERS 6 別紙 8a 勧告案(7-8 ページ)
- ERS 6 別紙 8a のコピー (9 -10 ページ)

討議では、3-6 ページに示した CCSBT はえ縄漁業における海鳥の偶発的混獲の削減に関する勧告案に焦点が当てられることを期待する。背景資料もあわせて提示したのは、ERS 6 で討議された版からの変更箇所をすべての参加者に理解してもらうためである。

全般的なコメント

この勧告を策定するにあたり前文を構成する文言が必要であることが確認された。勧告案の正当性を明確に示す文言を提案した。

2006年2月以降、他のRFMOにおいて、決議や保存管理措置の策定に大きな進展が見られている。特に、FAOの海鳥IPOAは、実績のある効果的な緩和措置を取り入れること、及び操業状態に応じて複数の措置を採用することの必要性を強調している。

さらに、2006年に中西部太平洋漁業委員会が保存管理措置2006-02(文書CCSBT-ERS/0707/Info-04)を採択したことにより、赤道以南の海域において複数の措置を採用する有用性が確認された。WCPFCの措置の主となる概念をこの勧告案の文言にも反映した。

他の国際協定では、はえ縄漁業における海鳥の混獲を削減する措置の導入の必要性が認識されている。最近の例として、UNGAの持続可能な漁業に関する決議、FAO-COFI会議の報告書及び2007年に神戸で開催されたまぐろ類RFMOの合同委員会は、漁獲死亡による海鳥への悪影響を最小限に抑えるため、緊急に効果的な措置とデータ収集システムを確立する必要性、及びマグロはえ縄漁業においてベストプラクティスを実施、モニターしていく必要性を認識している。

ここでは、勧告をより明確に読みやすくすることを目指し、文言を多少簡素化し、書式の変更を加えた。

データ提供の要件は、この勧告と分けて、データ決議の中で取り上げることとした。しかしながら、生態学的関連種(ERS)に関する情報及びデータ収集の重要性がCCSBT条約に示され、締約国はこれらの情報及びデータを委員会に提出し、データ収集に協力すること(条約第5条)、委員会はERSに関する統計データを収集、蓄積すること(条約第8条)が謳われていることを強調する。これらのデータは、海鳥に関する勧告を効果的に実施するために重要である。

結果を緊急に出すことが重要であること、また他の地域漁業管理機関が現在ベストプラクティスとして導入している事項との統一を図るため、次の3つの主な変更を提案する。

1. 少なくとも2つの緩和措置の採用を要件とする
2. 分析とデータ・レビューの実施時期を設定する
3. 勧告の効果のレビューの実施時期を設定する

この勧告は、CCSBT 4(CCSBT4 別紙 U)の合意に取って代わるものとする。

CCSBT はえ縄漁業における海鳥の偶発的混獲の削減

ERSWG は、

生態学的関連種作業部会の付託事項に留意し、

「ミナミマグロ(SBT)と関連を有する種(生態学的関連種)に関する問題について、特に以下に關係する情報及び助言を提供すること。

- a) SBT 漁業の操業により影響を受ける可能性のある種(魚類及び非魚類双方)
- b) SBT の資源状態に影響を与える可能性のある SBT を補食する生物及び SBT のえさとなる生物

生態学的関連種作業部会の付託事項において、上記 a)で特定された種について「その傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。」とされていることにさらに留意し、

- a) 生態学的関連種の資源生物学
- b) 生態学的関連種の資源に影響を与える要因の特定
- c) 生態学的関連種に対するSBT及びその他の漁業が与える影響、並びに影響全体に対するSBT及びその他の漁業の影響の比率の評価
- d) 生態学的関連種に対する影響を最小化するためのSBT漁業の漁具及び操業上の観点からの修正

SBT 生息域がアホウドリやミズナギドリにとって重要であること、また多くのアホウドリとミズナギドリの種が世界的に絶滅のおそれにあることを認識し、

CCSBT 4 において、トリ・ラインの使用や教育活動を通じて海鳥の混獲を緩和する措置に合意したことを想起し、

中西部太平洋漁業委員会及びその管理措置 2006-02 が、南緯 30° 以南におけるいかなる時間の操業においても 1 つ以上の緩和措置の実施を命じていることを認識し、

CCSBT-ERS 5 において、複数の緩和措置を利用することが浮きはえ縄漁業における海鳥の死亡を緩和する最も効果的な方法であると報告されたこと(パラグラフ 20、33、41)に留意し、

ニュージーランドが、同国の経済水域内で操業する浮きはえ縄漁業に対し、トリ・ラインの義務使用と夜間投縄を含む、2 つの緩和措置を常に使用するよう要件を強化したことを認識し、

「2006 年持続可能な漁業に関する UNGA 決議」において、特にはえ縄漁業の操業による海鳥の偶発的死亡により、特にアホウドリとミズナギドリが継続的に減少しているとの報告に懸念が表明されたことを強調し、

「2006 年持続可能な漁業に関する UNGA 決議」が、国や地域漁業管理機関に対し、はえ縄漁業における海鳥の混獲を削減し、解放後の生存率を高めるために、代替の漁具や餌の研究開発、利用可能な混獲緩和技術の推進、これらの種の混獲について信頼できる推定値を確立するための標準化した情報を入手するデータ収集プログラムの推進、強化など、「はえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲を削減するための国

際行動計画」が勧告した措置を、必要に応じて、緊急に導入することを要請していること(OP62)に留意し、

神戸で開催されたマグロ地域漁業管理機関合同会議において 2007 年 1 月 26 日に合意された RFMO の行動方針として、マグロ RFMO のパフォーマンスのレビュー、予防的アプローチの実施、偶発的混獲及び非対象種のデータ収集の改善を含めた生態系ベースのアプローチの実施、並びに生態系の特徴や悪影響を減らす技術を考慮しながら高度回遊性魚種を対象とした漁業が海鳥などの生態学的関連種に与える悪影響を最小限に抑えるための措置の確立が含まれていたことを想起し、

FAO 水産委員会(COFI)が、2007 年に、海鳥に関する国内行動計画を実施する RFMO や旗国を支援するためのベストプラクティス・ガイドラインを、FAO とバー ドライフ・インターナショナルやその他の関連機関が共同で策定すべきであると合意したことに留意し、

FAO の海鳥に関する IPOA は、自国の漁業で海鳥が死亡していることが評価で示され、海鳥の NPOA を実施することとした国は、適切な緩和方法を規定すべきであるとし、「これらの措置の効率が実証済みであること、、、自国のはえ縄漁業のニーズや状況を反映した複数の異なる措置を実施することが有益であると各国は感じるであろう」としていることをさらに留意し、

CCSBT、メンバー及び協力的非加盟国の最終的な目標は、特に絶滅のおそれのあるアホウドリやミズナギドリなどはえ縄漁業における海鳥の混獲をゼロに近づけることであるという点に留意し、

委員会が次の勧告を 2008 年 1 月 1 日から効力を発するよう採択することを勧告する。

ERSWG 勧告 – 2007 - XX

海鳥の偶発的混獲の削減

目標

1. 拡大科学委員会は、海鳥の混獲レベルの年ごとの継続的な実質削減又は混獲率の中期段階的な実質削減、いずれかの方法で海鳥の死亡を大幅に削減していくという目標に合意する。

海鳥に関する国際行動計画

2. すべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、FAOのはえ縄漁業における海鳥の混獲を削減するための国際行動計画を実施し、適宜、はえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲を削減する国内行動計画の実施状況も含め、委員会に進捗状況を報告することとする。

情報

3. メンバー及び協力的非加盟国は、オブザーバー及びログブックを通じて海鳥の相互作用、死亡数及び使用されている海鳥混獲緩和措置に関するデータを収集し、

合意されたデータ収集と提供に関する勧告(ERSWG勧告 – XXXX)の基準と仕様に従い、CCSBTに年次に報告することとする。

混獲緩和措置

4. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、南緯 30° 以南で操業する自国のはえ縄船に対し、トリ・ラインの使用を求めるものとする。さらに、委員会は、非加盟国に対して、南緯 30° 以南で操業するすべてののはえ縄 SBT 船についてトリ・ラインの使用を義務づけることを要請する。委員会が採択したトリ・ラインの設計及び設置のガイドラインは CCSBT-5(別紙 30)に記載されている。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄SBT漁業に従事しているすべての漁船に対し、次のとおり奨励することとする。
 - a) 上記 4 で網羅されない海域において、鳥の豊度や活動が高い時にはトリ・ラインを使用すること。
 - b) 即時に使用できるバックアップ用のトリ・ライン又はその資材を搭載すること。
6. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、自国の漁船に対し、残滓(使用済みの餌、投棄、魚の廃棄物を含む)の投棄を最小限にし、投縄及び揚縄時の残滓排出をなくすよう、残滓管理の実施を奨励することとする。
7. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、南緯 30° 以南の浮きはえ縄漁業において、海鳥の混獲を緩和する効果のある措置が 2 つ又はそれ以上使用されることを確保することとする。トリ・ラインの使用に加え、漁業者は次を採用することとする。
 - a) 夜間投縄(安全性と航海上の要件に留意した上で、最小の甲板照明の下、はえ縄を夕暮れ以降及び夜明け前に投縄する)、又は、
 - b) 加重縄(大半の海鳥が到達する以下の水位で迅速に餌が消費されるようにする。枝縄に装着する錘は 45 グラム以上とし、錘の装着地点は 60 グラム未満の場合は鉤から 1 メートル以内、60 グラム以上 98 グラム以下の場合は鉤から 3.5 メートル以内、98 グラム以上の場合は鉤から 4 メートル以内とする)、又は、
 - c) CCSBT-5(別紙 30)で委員会が採択したガイドラインに準じた設計の 2 本目のトリ・ライン。
8. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄操業中に生きたまま捕獲された海鳥について、可能な限り海鳥の命を危機にさらすことなく鉤を取り除き、可能な限り良い生存状態で解放するよう手段を講じることとする。
9. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、自国の船が上記第3から第8までの条項に遵守できるための手配を2008年1月1日より開始することとする。

研究調査

10. 拡大委員会は、メンバー及び協力的非加盟国に対し、新しい緩和措置とその効果の研究調査を行うよう奨励し続けるべきである。

レビュー

11. 拡大委員会は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に対し、各々のSBT船団向けに海鳥の混獲緩和のベストプラクティス・ガイドを策定すること、及びオブザーバーの情報収集を通じて監査を実施することを奨励する。
12. 委員会は、ERSが2年に1度又は必要に応じてさらに頻繁に、SBTはえ縄漁業におけるすべての海鳥の死亡を推定するための混獲データの評価を行い、SBT漁業における海鳥と漁業の相互作用の時空間的管理を推進するよう要請する。第1回目の評価は2008年8月までに完了すること。
13. 委員会は、ERSが2年に1度又は必要に応じてさらに頻繁に、既存又は新しい緩和措置についての新情報をレビューし、必要に応じて委員会に最新の緩和措置の組み合わせ、仕様、又は応用箇所などについての提言することを要請する。

CCSBT-ERS-6 報告書 別紙 8a – 注釈付き

CCSBT はえ縄漁業における海鳥の偶発的混獲の削減

基本原理

ERSWG6 は、海鳥の混獲を削減する勧告案を検討し、すべての締約国は次の勧告を委員会に提出することに合意した。

ERSWG 勧告 – XXXX 海鳥の偶発的混獲の削減

1. [[拡大委員会は海鳥の死亡を削減するための目標に合意する。:]

すべての締約国は

- ~~海鳥の混獲死亡率をすべての漁業水域(統計報告水域の空間規模に準じる)、全漁期又は全漁業において5年以内に1000 釣り当たり0.05 羽未満とする。この水準を達成した後、締約国は、~~

又は

- 海鳥の混獲レベルの継続的な改善削減を実現する。]]

2. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、NPOA を策定、実施し、実施の進捗状況についてCCSBT に報告する。

3. ERS データの収集と拡大委員会への提出の仕様について合意が得られるまで、海鳥の相互作用に関するデータは、オブザーバー{及びログブック}によって収集され、CCSBT の統計海区ごと及び四半期ごとに CCSBT に報告しなければならないとするものとする。

データの収集及び提供に関する勧告で合意されたとおり(ERSWG 勧告– XXXX)];

~~[ERS データの収集と拡大委員会への提出の仕様について合意がえられるまで、オブザーバーは、操業レベルで、海鳥の種別の捕獲及び相互作用(例: もつれや甲板への衝突)の回数並びに緩和措置の利用、実施について、データを収集する。これらデータは、入手可能な過去のデータとともに、四半期ごとにすべての漁具について CCSBT 統計海区ごとに、拡大委員会に提出する。]~~

4. [CCSBT-4 (別紙 U)で合意されたとおり、CCSBT は、「南緯 30° 以南のすべてののはえ縄 SBT 漁業において、すべての委員会締約国が、トリ・ポールの使用を義務づけることを要請しており」、又「すべての非加盟国に対し、南緯 30° 以南のすべてののはえ縄 SBT 漁業において、トリ・ポールの使用を義務づけることを要請している」。委員会が採用したトリ・ラインの設計及び設置方法のガイドラインは CCSBT-5 (別紙 30)に記載されている。

5. すべてののはえ縄 SBT 漁業の操業を行っている漁船について、

- 鳥の豊度や活動が高い時には、2本目のトリ・ポールの使用を奨励する。
- 即時に利用できるバックアップ用のトリ・ライン又はその資材を搭載する。

56. 残滓管理についての新たな条項

76. すべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、南緯30°以南の浮きはえ縄操業において、海鳥の混獲を緩和する効果のある措置が1つ又は複数使用されることを確実にすべきである。必要な場合には、漁業者は、海域及び又は操業状況に応じて、トリ・ポールの使用以外に1つ又は複数の効果的な措置を選ぶことができる。可能なオプションとしては次が挙げられるが、限定されない。

- 夜間投縄(はえ縄を夕暮れ以降及び夜明け前に投縄する)。
- 加重縄(大半の海鳥が到達する以下の水位に餌が迅速に消費されるようにする)。
- 解凍餌(餌を釣に付ける前に解凍すること)。
- 投縄時及び揚縄時の残滓(古くなった餌、投棄、魚の廃棄物など)処理を避ける。

8. 海鳥を生きて放すことに関する新たな条項

9. 緩和措置の実施に関する新たな条項

107. CCSBT は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が新しい緩和措置とその効果の調査を行うことを奨励し続けるべきである。

118. 拡大委員会は、メンバー及び協力的非加盟国が各々のSBT 船団に対し、ベスト・プラクティス・ガイドを策定し、オブザーバーの情報収集を通じて実施状況を監査することを奨励する。

12 & 139. 2年に1度の混獲データ及びリスク評価を行い、SBT 漁業における海鳥と漁業の相互作用の時空間的管理を促進する。

CCSBT-ERS-6 報告書別紙 8a - 原本

CCSBT はえ縄漁業における海鳥の偶発的混獲の削減

基本原理

ERSWG6 は、海鳥の混獲を削減する勧告案を検討し、すべての締約国は次の勧告を委員会に提出することに合意した。

ERSWG 勧告 - XXXX 海鳥の偶発的混獲の削減

1. [[拡大委員会は海鳥の死亡を削減するための目標に合意する。:]

すべての締約国は

- 海鳥の混獲死亡率をすべての漁業水域 統計報告水域の空間規模に準じる)、全漁期又は全漁業において5年以内に1000 鈎当たり0.05 羽未満とする。この水準を達成した後、締約国は、

又は

- 海鳥の混獲レベルの継続的な改善削減を実現する]]

2. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、NPOA(国内行動計画)を策定・実施し、実施の進捗状況についてCCSBT に報告する。

3. ERS データの収集と拡大委員会への提出の仕様について合意が得られるまで、海鳥の相互作用に関するデータは、オブザーバー及びログブックによって収集され、CCSBT の統計海区ごと及び四半期ごとに CCSBT に報告しなければならないとする。

データの収集及び提供に関する勧告で合意されたとおり(ERSWG 勧告-XXXX)];

[ERS データの収集と拡大委員会への提出の仕様について合意がえられるまで、オブザーバーは、操業レベルで、海鳥の種別の捕獲及び相互作用(例: もつれや甲板への衝突)の回数並びに緩和措置の利用、実施について、データを収集する。これらデータは、入手可能な過去のデータとともに、四半期ごとにすべての漁具について CCSBT 統計海区ごとに、拡大委員会に提出する。]

4. [CCSBT-4 (別紙 U)で合意されたとおり、CCSBT は、「南緯 30° 以南のすべてののはえ縄 SBT 漁業において、すべての委員会締約国が、トリ・ポールの使用を義務づけることを要請しており」、又「すべての非加盟国に対し、南緯 30° 以南のすべてののはえ縄 SBT 漁業において、トリ・ポールの使用を義務づけることを要請している」。委員会が採用したトリ・ラインの設計及び設置方法のガイドラインは CCSBT-5 (別紙 30)に記載されている。

5. すべてのはえ縄SBT 漁業の操業を行っている漁船について、

- 鳥の豊度や活動が高い時には、2本目のトリ・ポールの使用を奨励する。
- 即時に利用できるバックアップ用のトリ・ライン、又はその資材を搭載する。

56. すべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、南緯30°以南の浮きはえ縄操業において、海鳥の混獲を緩和する効果のある措置が1つ又は複数使用されることを確実にすべきである。 必要な場合には、漁業者は、海域及び又は操業状況に応じて、トリ・ポールの使用以外に1つ又は複数の効果的な措置を選ぶことができる。 可能なオプションとしては次が挙げられるが、限定されない。

- 夜間投縄(はえ縄を夕暮れ以降及び夜明け前に投縄する)。
- 加重縄(大半の海鳥が到達する以下の水位に餌が迅速に消費されるようにする)。
- 解凍餌(餌を釣に付ける前に解凍すること)。
- 投縄時及び揚縄時の残滓(古くなった餌、投棄、魚の廃棄物など)処理を避ける。

7. CCSBT は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が新しい緩和措置とその効果の調査を行うことを奨励し続けるべきである。

8. 拡大委員会は、メンバー及び協力的非加盟国が各々のSBT 船団に対し、ベスト・プラクティス・ガイドを策定し、オブザーバーの情報収集を通じて実施状況を監査することを奨励する。

9. 2年に1度の混獲データ及びリスク評価を行い、SBT 漁業における海鳥と漁業の相互作用の時空間的管理を促進する。

海鳥に関する拡大委員会への勧告案
(日本提案)

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、

1. 以下の基準により、他のマグロ地域漁業管理機関と協力する。
 - IOTC 水域で漁業を行う船については、IOTC 決議 06/04 に従って、
 - WCPFC 水域で漁業を行う船については、WCPFC 保存管理措置 2006-02 に従って、
 - IATTC 水域で漁業を行う船については、IATTC 決議 C-05-01 に従って、及び
 - ICCAT 水域で漁業を行う船については、ICCAT 勧告 02-14 に従う。
2. 新たな混獲回避措置及びその実用性の研究することが奨励される
3. 再生産パラメータ及び繁殖コロニーへの悪影響の査定するために、海鳥繁殖コロニーにおける個体群動向の調査を行うことを奨励する。
4. 繁殖コロニーでの悪影響の削減及び、コロニー増殖活動を行うことを奨励する。
5. 繁殖地における上記調査及び増殖活動に関する情報を交換する。
6. 海鳥国内行動計画の作成及び実施並びに実施状況に関する情報を CCSBT へ提供する。

CCSBT ERS 7 において議論するための SBT 漁業におけるサメ類の 保存管理及び持続的な利用を確保するための措置に関する ERS の勧告案

オーストラリア及びニュージーランド

要旨

オーストラリアとニュージーランドは、SBT 漁業で捕獲されるサメ類の保存、管理及び持続的な利用を確保するための措置に関する CCSBT ERS 6 の討議内容(会議報告書パラ 50)に留意した上で、同会議で策定された勧告案(CCSBT-ERS 6 別紙 8b)をさらに検討した。その結果、効果的な勧告とするためにはいくつかの変更が必要であることが明らかになった。この文書では、変更の理由、CCSBT ERS 7 で検討して CCSBT 拡大委員会に勧告する改訂勧告案及び ERS 6 の決議以降の変更を示す。

序説

この提案は、サメ類を対象とした漁業に従事している漁船、又は、非対象漁業において定期的にサメを捕獲している漁船を有する国々は、サメ類資源の保存と管理に関する国内計画を実施すべきであるとする FAO のサメの保存と管理のための国際行動計画(IPOA-SHARKS)の方向性をふまえたものである。SBT を対象とした漁業では、複数の種のサメが日常的に漁獲されている。

さらに、サメ類に関する IPOA は、各国が収集したデータは、適宜、関連する小地域的及び地域的漁業管理機関並びに FAO に提出し、各枠組において討議するよう指示している。資源評価のためのデータ収集及びデータ共有システムへの国際的な共同取組は、越境性、高度回遊性かつ公海のサメ類資源にとって特に重要である。

この提案は、ERS 6 において、混獲されたサメの保存と持続的な利用に関する CCSBT への助言について ERS 7 で合意すると表明されたことをふまえ(ERS 6 会議報告書パラ 50)、それを推進するために策定したものである。

また、2007 年 12 月に開催される移動性野生動物の種の保全に関する条約(CMS)の締約国会議において、高度回遊性サメの状況が検討される予定であることに、メンバーは留意すべきである。まぐろ類 RFMO は、今後、高度回遊性サメの問題に行動を起こさずにいることはできない。

文書は、以下の構成となっている。

- 序説と全般的なコメント(1-2 ページ)
- ERS 7 で検討するための SBT 漁業で捕獲されたサメ類の保存と持続的な利用に関する勧告案(3-5 ページ)
- ERS 6 別紙 8b のコピー(6 ページ)

SBT 漁業で捕獲されたサメの保存と持続的な利用に関する勧告案(3-5 ページ)に討議の焦点が当てられることを期待する。背景資料もあわせて提示したのは、ERSWG 6 で討議された版からの変更をすべての参加者に理解してもらうためである。

全般的なコメント

この勧告を策定するにあたり前文を構成する文言が必要であることが確認された。勧告案の正当性を明確に示す文言を提案した。

2006 年 2 月以降、他の RFMO において、決議や保存管理措置の策定に大きな進展が見られている。特に、中西部太平洋漁業委員会は、2006 年 12 月に拘束力を持つ保存措置を採択し、また神戸で開催されたまぐろ類 RFMO 合同会議(2007 年 1 月)では、各々の対象漁業に関わる混獲問題に取り組むため、各 RFMO が協力する必要があることを確認した。

ここでは、勧告をより明確に読みやすくすることを目指し、文言を多少簡素化し、書式の変更を加えた。

データ提供の要件は、この勧告と分けて、データ決議の中で取り上げることとした。しかしながら、生態学的関連種(ERS)に関する情報及びデータ収集の重要性が CCSBT 条約に示され、締約国はこれらの情報及びデータを委員会に提出し、データ収集に協力すること(条約第 5 条)、委員会は ERS に関する統計データを収集、蓄積すること(条約第 8 条)が謳われていることを強調する。これらのデータは、サメに関する勧告を効果的に実施するために重要である。

決議をより良いものにするために、前文を追加し文言に変更を加えたほか、ERS 6 で検討されるよう、次のとおり実質的な勧告の変更を加えた。

1. サメの混獲データの収集及び交換に関連する勧告は、データ収集及び交換に関する全般的な勧告が合意されることを条件に、この勧告から削除した。
2. 船上保持されたサメ種の完全利用を確保するための要件。

SBT漁業で捕獲されたサメ類の保存と持続的な利用に関する決議

ミナミマグロ保存条約が生態学的関連種(ERS)の情報とデータ収集の重要性を確認し、締約国がこれらの情報、データを委員会に提出し、データ収集に協力すること(条約第5条)、委員会がERSに関する統計データを収集、蓄積すること(条約第8条)を定めていることに従い、

ERSWGの付託事項に従い、ERSWGは次を提供するものとする。

- SBTに関連する種の問題、特にSBT漁業活動の影響を受ける可能性のある種(魚類及び魚類以外)に関する情報と助言(付託事項2a)。
- 漁具や操業上の変更など、ERSへの漁業の影響を最小限にするための措置に関する助言(付託事項5)。
- ERSの保存と管理を向上する可能性のあるその他措置に関する助言(付託事項6)。

FAOのサメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-SHARKS)が、利用しないサメ類の偶発的捕獲を最小限にし、死亡したサメ類の完全利用の奨励等、サメ類の保存管理及び長期の持続的利用の確保を目的としていることを認識。IPOA-SHARKSは、次のとおり勧告している。

- 自国の漁船がサメを対象とした漁業に従事している場合又は非対象漁業において定期的にサメを捕獲している場合には、サメの保存と管理に関する国内行動計画(サメ計画)を実施すべきである。
- 各国が収集したデータは、適宜、関連する小地域及び地域の漁業管理機関並びにFAOに提出し、各枠組において討議されるべきである。
- 越境性、高度回遊性かつ公海のサメ類資源が、2カ国以上によって漁獲されている場合、当該国はそれらの種に関して効果的な保存管理が確保されるよう努力すべきである。

ホホジロザメ、ジンベイザメ、ウバザメといった特定のサメ種が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)の付属書II及び移動性野生動物の種の保全に関する条約(CMS)に掲載されたことを認識し、

メンバー及び協力的非加盟国が、サメに関する国内計画の準備と実施に関わっており、すでに日本とオーストラリアは、サメ類国内行動計画を策定していることを鑑み、

FAOが地域漁業管理機関に呼びかけたIPOA-SHARKSの実施への協力に、CCSBTがいかに対応すべきかについて、CCSBT5がERS4に具体的な提言を求めたことに従い。また、CCSBT13において、海鳥の偶発的捕獲の削減、サメ類の保存及び持続的な利用並びにERSに関するデータの収集及び提供に関するCCSBT拡大委員会に対する助言をERS7(2007年)で合意するとERS6が表明したことに従い。

神戸で開催されたまぐろ類地域漁業管理機関の合同会議で2007年1月26日に合意されたRFMOの行動方針に次が含まれていたことを想起し、

- まぐろ類RFMOのパフォーマンスのレビュー。
- 漁業管理への予防的アプローチ及び生態系アプローチの適用(それぞれの生態系や混獲削減措置の特性に配慮した上で、混獲生物に関する改善された情報収集、高度回遊性魚種の漁業が生態的関連種、特に海亀、海鳥及びサメに与える有害な影響を最小化する措置の策定を含む)。

- まぐろ類 RFMO の権限に基づくサメ漁業に関するデータの収集、資源評価及び適切な管理の策定。

委員会が次の勧告を 2008 年 1 月 1 日から効力を発するよう採択することを勧告する。

ERSWG 勧告 – 2007 - XX

SBT 漁業で捕獲されたサメ類の保存と持続的利用

1. メンバー及び協力的非加盟国は、FAO のサメ類の保存管理の国際行動計画を実施し、適宜、サメの保存管理に関する国内行動計画の実施状況も含め、委員会に進捗状況を報告することとする。

データ及びモニタリング

2. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、オブザーバー及びログブックを通じて SBT 漁業におけるサメ類の捕獲に関するデータを収集し、データの収集及び提供に関する勧告(ERS 勧告 – XXXX)の基準及び仕様に従い、CCSBT に年次に報告することとする。

管理措置

3. メンバー及び協力的非加盟国は、サメの捕獲を持続的なレベルに制限し、利用しないサメの偶発的捕獲を最小限にし、死亡したサメの完全利用を奨励するために必要な措置を講じることとする。完全利用とは、サメの頭部、内臓、皮を除くすべての部位を最初の水揚地又は転載地まで漁船が保持することを意味する。
4. 3. に関連し、メンバー及び協力的非加盟国は、少なくとも次のいずれかを実施することとする。
 - 自国の漁船に対し、最初の水揚地に到達するまで、サメ類の製品重量の 5% 以上に相当する鰭(主な鰭の湿重量に基づく)を船上保持しないよう命じる。
 - 自国の漁船に対し、鰭が胴体に付いた状態でサメを水揚げするか、又は、対応する胴体のない鰭は水揚げしてはならないと命じる。
 - 漁獲枠割当制度を通じて、SBT 漁業で捕獲されるサメ類について種ごとに総漁獲可能量の制限を設定する。

調査とレビュー

5. 拡大委員会は、ERSに対し、2008年8月までに、SBT漁業によるサメの混獲がサメ資源に及ぼす潜在的なリスクを評価するため、サメ類の漁獲量、生活史、豊度のトレンドに関する既存の情報をレビューすることを要請する。レビューでは他の関連するRFMOにおける作業も参考にすべきである。
6. 拡大委員会は、ERSに対し、委員会に管理助言を提供することをふまえ、理想的には他のRFMOと共同で、サメの資源状況を定期的に評価することを要請する。評価すべき資源は、5.の結果に基づき決定され、第1回目の評価は2009年8月までに完了することとする。評価結果は、SBT漁業で捕獲されるサメ類の持続可能な漁獲量を決定する根拠として利用される。
7. メンバー及び協力的非加盟国は、実施されている管理措置及びその効果を、2008年5月から、委員会に年次に報告することとする。
8. 拡大委員会は、ERSに対し、3.及び4.の定期的なレビュー、並びに6.及び7.の結果に基づき必要となるその他の管理措置の勧告を提供することを要請する。

SBT 漁業で捕獲されたサメの保存と持続的な利用

以下を考慮し、

- [拡大委員会のメンバーと協力的非加盟国](#)は、サメに関する NPOA(国内行動計画)の準備と実施に従事しており、
- サメに関する NPOA の目的は、対象もしくは非対象漁業におけるサメの漁獲を持続可能なものとし、利用しないサメの偶発的捕獲を最低限にすることであり、
- SBT 漁業全体におけるサメの混獲の影響を評価する情報は限られていること

ERSWG6 は、委員会が CCSBT-13 において以下の事項を検討することを勧告する。

1. [「オブザーバーは、サメの捕獲と相互作用に関するデータを収集する。サメの捕獲に関するオブザーバーデータ及び入手可能な漁獲成績報告書のデータは、はえ縄では 5 度区画、その他のすべての漁具では 1 度区画で、月別に委員会に提供するものとする。データをこの空間スケールで提供することによって、国内の機密保持協定に違反する\(例：個別の漁船の操業が判明してしまう\)場合、データは可能な限りの最小解像度で提供されるものとするが、CCSBT 統計海区以上となってはならない。」](#)
2. 拡大委員会のすべてのメンバー及び協力的非加盟国は、サメに関する NPOA の策定を終了し実施することを奨励し、進捗状況を ERSWG に報告する。
3. ERSWG が、サメの捕獲、生存履歴、及び豊度の傾向に関する既存のデータをレビューし、SBT 漁業のサメの混獲によって及ぼされるサメの個体群への危険を査定することを要請する。
4. CCSBT は、適切な場合には、[他の RFMO と共同で](#)、関連するサメ資源の状況を評価すべきである。
5. 拡大委員会のメンバーと協力的非加盟国が、サメの保存と持続的な利用を実現すること、もしくは不要なサメの捕獲を回避することを奨励する。
6. 船上保持された漁獲物の完全利用を促進する。その方法として以下が含まれる。
 - 航海あたりの漁獲量を制限する。
 - 胴体に付随していないすべてのサメの背鰭、胸鰭、尾鰭、腹鰭、尻鰭の、船上に搭載、維持し、水揚げすることを禁止する。
 - 第 1 水揚げ地において、原魚重量と鰭の漁獲比率を設定する。
7. 不要なサメの混獲を生きた状態で放流することを奨励する。
8. 上記 5 及び 6 について、上記 3 及び 4 の結果に基づき、ERSWG が定期的にレビューすることを要請する。

ミナミマグロ漁業とともに混獲されるサメに関する拡大委員会への勧告案
(日本提案)

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、

1. 以下の基準により、他のマグロ地域漁業管理機関と協力する。
 - IOTC 水域で漁業を行う船については、IOTC 決議 05/05 に従って、
 - WCPFC 水域で漁業を行う船については、WCPFC 保存管理措置 2006-05 に従って、
 - IATTC 水域で漁業を行う船については、IATTC 決議 C-05-03 に従って、及び、
 - ICCAT 水域で漁業を行う船については、ICCAT 勧告 06-10、05-05 及び 04-10 に従う。

2. 適当な場合には、他のマグロ RFMO の決議・勧告に記載されている 5%ルール（鰭と全体の比率）を実施することにより、保持する漁獲の全体利用を促進する。

3. サメ国内行動計画の作成及び実施並びに実施状況に関する情報を CCSBT へ提供する。

閉会発言又はステートメント

(1) ニュージーランドのクロージング・ステートメント

ニュージーランドにとって今次会合の主要目的は、作業部会が付託事項を遂行し、機能性の許容レベルの持続を確保することによってであった。その点で ERSWG-6 の進展は前途有望であった。

今次会合で、我々は、すべての漁業のデータが ERS 種への漁業の影響の考察に使用される必要があるという合意に達した。我々は、また、緩和の調査及び国別報告書における ERS 種の捕獲の報告について進展を見た。しかしながら、ERSWG はまたしても重要な成果に達することに失敗した。

我々は、CCSBT の直近 2 回の会合において、コミッショナーが ERSWG のアウトプットの欠如にフラストレーションを表しており、ERSWG からの助言がもたらされなければ、委員会はその実用性を検討し、独立した作業部会ではなく年次会合の一部として ERS の問題を議論することを考える必要があると述べたことに留意している。

また、我々は、CCSBT のメンバーとして我々を拘束し導く広範な国際的取極とともに、総じて CCSBT の機能と目的を対象とした貢献を目指す、本作業部会の付託事項の下での我々の職責が、生態学的関連種への漁業の影響に対処するための対策を講じる道徳的、法的な義務を我々に課していることについても留意している。

それゆえ、我々は、何ら顕著な進展を遂げられなかった今次会合の失敗とこのことが CCSBT の広範な機能に対して有する影響を深刻に受けとめ、首都に帰着した折りには大臣にこの結果を報告する所存である。

(2) オーストラリアのクロージング・ステートメント

オーストラリアは、ERSWG が今次会合及びその歴史を通じて、拡大委員会の要請に対処、又は、その付託事項の実現に失敗したことに失望している。オーストラリアは、今次会合において、管理に関する助言を提供するという CCSBT13 に対するすべてのメンバーのコミットメントを実現するために、他の関係者との協力に努力した。

ニュージーランドとともに会合に共同勧告案を提出することについて、我々は建設的な議論に従事しているという期待に熱狂した。我々は、勧告についてコンセンサスに達するように、他のメンバーの懸念事項の特定と調整に多くの努力を払った。オーストラリアは、建設的な議論に貢献しようとする一部のメンバーの意欲に勇気づけられた。その一方、この会合に不適切で、有効性を継続的に制限する干渉行為によって、次第に妨げられた。

オーストラリアは、ERSWG 及び他の RFMO のなかで、他の関係者ととともに、これらの問題を進展させる意欲を明確に示している。

一部のメンバーが見せた途切れのない協力の欠如のみならず、オーストラリア及び SBT 業界の完全性への度重なる攻撃は、我々を大いに失望させた。このことは、神戸でのまぐろ類合同会合におけるすべての CCSBT メンバーのコミットメントの観点から、特に懸念される。

我々はコミッショナー及び大臣に懸念を提起する。我々は、次回の拡大委員会会合でこれら重要な ERS の問題が速やかに取り扱われるための CCSBT の効果的なメカニズムを追求していく。

(3) 日本のクロージング・ステートメント

1. 日本は、責任ある漁業国として ERS との相互作用の問題に取り組むため、調査船調査や科学オブザーバーによって長期的な情報収集と調査分析を実施してきている。また、漁業の混獲問題についても、米国、EC と協調して FAO の IPOA 策定に主導的役割を果たし、世界に先駆けて海鳥混獲削減国内行動計画、さめ資源管理国内行動計画を策定している。SBT 漁業に関連して言えば、豪州タスマニア州政府のナイジェル・ブラザーズの協力を得て、漁業者の参加と理解のもと、海鳥の偶発的捕獲を削減する、トリ・ポールや BCM などの開発と普及を行ってきた。これらの現実的で実効性のある混獲回避技術は、SBT 漁業だけでなく、底はえ縄漁業やトロール漁業など世界の多種多様な漁業にも活用されている。また、日本の領土である鳥島のアホウドリに関しては、東邦大学の長谷川教授や環境省の努力により既に危機的な状況を脱し、資源尾数の増加だけでなく繁殖地の拡大にも成功しており、海鳥と漁業混獲の相互作用を検討する上で極めて重要な問題提起を行っている。

2. 混獲回避技術の開発は、混獲の削減効果が重要なポイントであるが、漁業者にとって導入しやすいものであることも必要である。大幅な漁船の改造や、重大なコスト負担を伴うものについては、削減効果が如何に優れていたとしても普及することはない。漁業者は餌の有効性について重大な関心を払っており、不要な混獲は極力回避したいとする動機を有しているので、実際に効果があり安全で安価な技術の提供を歓迎する。政府及び関係機関は、漁業者のこうした要望を真剣に受け止めて更なる技術開発と宣伝・普及にも努力を傾ける必要がある。日本では、主要な海鳥、主要なサメ類について漁業者の理解を促進するための小冊子を多数作成し配布してきている。また混獲回避技術の使用が適切に行われるように洋上で活用できる指導書も配布している。そのほか、漁業者が自らの創意工夫で混獲回避を行っている技術については情報を収集し、回避効果を高めるための対話と検討を継続している。こうした活動には、OPRT、GGT が積極的な役割を果たしている。

3. 日本は漁業と ERS の相互作用に関連して、主対象魚種以外に漁獲される魚類の調査研究も長年にわたって実施してきている。その結果、まぐろはえ縄漁業が混獲する主要な外洋性サメ類については一定の資源評価を実施することが可能となり、ICCAT、IOTC など、主要なまぐろ類 RFMO に報告して高い評価を受けている。また、日本はまぐろ資源と海洋環境や生態系との関係についても強い関心を有しており、漁業以外の情報収集や調査研究にも努めてきた。SBT について言えば、SBT の食性や、海洋環境と SBT の分布・回遊、再生産との関係についても調査研究を行い、得られた成果を ERSWG に報告してきた。SBT 資源の持続的な利用と、海洋生態系の保全のために、日本はこうした調査研究を継続し、貢献することとしている。

4. 日本は、近年 SBT 生産量の大部分を占めるようになった SBT の蓄養に強い関心を持っている。SBT のまき網による捕獲、運搬ケージによる移送、いけすにおける蓄養は色々な魚類の幼魚や海鳥類、サメ類、海産哺乳類（鰭脚類）などの ERS と相互作用を起こすことが知られているが、その影響がどの程度であるか、どのような緩和措置があり、それがどの程度利用されているか、ほとんど情報が提供されておらず極めて不明確である。日本はこの点に関して懸念を表明するとともに、ERSWG における豪州の積極的な取り組みと参加を求めるものであり、情報の収集と提供、および問題の解決に向けて責任ある活動を行うことを要望する。

(4) 韓国の閉会発言

まず始めに、我々をここまで導いてくれた ERS 作業部会のすべての参加者、特に魚住博士及び事務局の努力に深く感謝申し上げたい。

会議の間、私は、より良い ERSWG 会合のための白熱した討議及び議論を通じて、すべてのメンバーがお互いに良いパートナーであるということを見いだした。

私は、この会合は情報の提供及び SBT に関連する種の問題に関する助言に焦点をあてることに目的としていると考えた。

従って、私は、今次会合は、SBT の保存及び CCSBT の下での生態学的関連種研究の両面で、多くの貢献をしたものと確信している。

最後に、今次会合をホストしてくれた日本の代表と通訳の努力に感謝の意を伝えたい。

ありがとうございました。

(5) 台湾の閉会発言

まず始めに、日本政府に対し、あたたかく迎え入れてこと、また快適な会議場を提供してくれたことへの感謝の意を述べたい。

また、議長、事務局職員及び通訳の方々の大変な作業及び貢献にも感謝したい。

前回の ERS 作業部会から今次会合にかけ、多くの作業を成し遂げたが、多くの進展を見ることはできなかった。CCSBT の権限に関するメンバーの認識の相違に関する重大な問題を最初に解決しなければならない。その結果 ERS は進展し易くなるであろう。

最後に、皆様のお別れの言葉を申し上げたい。皆様が母国まで快適な道程を過ごされますよう。

(6) バードライフ・インターナショナル並びにアホウドリ類及びミズナギドリ類保存条約の閉会発言

バードライフ・インターナショナル並びにアホウドリ類及びミズナギドリ類保存条約(ACAP)は、CCSBT が第 7 回 ERSWG にオブザーバーとして我々の組織を受け入れてくれたことに感謝したい。

その一方、我々は、今次会合の明確な責務であったデータの収集及び提供並びに海鳥及びサメ類の混獲を削減する措置に関する決議の採択について、進展が見られなかったことに対し懸念と失望を表明したい。他のまぐろ類 RFMO によるこれらの分野における進展を考慮すると、我々は、CCSBT が SBT 漁業の持続性、特に海鳥及び他の非対象種の混獲の削減を改善するという国際的な責任をみだす重要な機会を逃したと考えている。

近い将来に ERSWG がこれらの目標に向けた具体的な進展を達成することが重要である。ACAP とバードライフ・インターナショナルはこの責務を有するメンバーを喜んで支援したい。